



文部科学省

令和4年7月25日
第136回初中分科会
資料 3

次期教育振興基本計画について

令和4年7月25日

これまでの教育振興基本計画

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）を策定、平成25年6月に第2期計画（平成25年度～平成29年度）を策定。
- 現在は第3期計画（平成30年度～令和4年度）の期間中。

第1期計画	対象期間	平成20（2008）年度～平成24（2012）年度
	基本の方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿
	教育の目指すべき方向性	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する
	成果目標・指標	なし
第2期計画	対象期間	平成25（2013）年度～平成29（2017）年度
	基本の方針	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築
	教育の目指すべき方向性	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティーネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成
	成果目標・指標	あり
第3期計画	対象期間	平成30（2018）年度～令和4（2022）年度
	基本の方針	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
	教育の目指すべき方向性	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する
	成果目標・指標	あり

○教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

社会の変化（2040年以降の社会）

- ・人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題など
- ・変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代であり、先行き不透明で将来の予測が困難な未来

望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代

超スマート社会 (Society 5.0)

一人一人の人間が中心となる社会
労働市場の構造や職業そのものの抜本的な変化

ウェルビーイング

一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の
幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）

- ・「変革を起こすコンピテンシー」、新たな価値を創造していく力
- ・幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなること
- ・絶えず変化する予測困難な社会における人材移動を支える社会人の学び直し（リカレント教育）
- ・全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進

○「令和の日本型学校教育」答申：「個別最適な学び」と「協働的な学び」

- ・一人一台環境の実現や公立小学校における35人学級の計画的整備など 教職員定数の改善 等

○「グランドデザイン」答申

- ・「学修者本位」を前提とした制度改正の提言 等

○新型コロナウイルス感染症を契機として

- ・デジタルがもたらす学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
- ・学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

○超スマート社会（Society 5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況。「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが必要。

○共生社会を実現していく上で、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていく必要。

諮詢事項

- ① 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、国内状況の変化、国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について。特に、オンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について
- ② 上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について
- ③ 学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて
- ④ 第3期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

教育振興基本計画部会のこれまでの審議状況

➤中央教育審議会総会（第130回）にて諮詢（2022年2月7日）

➤第1回教育振興基本計画部会

2022年3月22日

議題（1）部会長の選任等について

（2）第3期教育振興基本計画期間中の教育改革の動向について

（3）次期教育振興基本計画について

➤第2回教育振興基本計画部会

2022年5月13日

議題（1）第3期教育振興基本計画の進捗状況について

➤第3回教育振興基本計画部会

2022年6月2日

議題（1）次期教育振興基本計画と教育DX（デジタルトランスフォーメーション）について

（2）教育振興基本計画の教育現場での実効性について

➤第4回教育振興基本計画部会

2022年7月12日

議題（1）教育とウェルビーイングについて

（2）誰一人取り残さない教育について

第3期教育振興基本計画 全体構造

基本的な方針	教育政策の目標	施策群
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成 <主として初等中等教育段階>	○幼児期における教育の質の向上 ○新学習指導要領の着実な実施等 ○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用 ・高等学校教育改革の推進 ○就学前から高等教育までの各段階の連携の推進
	(2) 豊かな心の育成 <〃>	○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○道徳教育の推進 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進 ○体験活動や読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○青少年の健全育成 ○男女共同参画の推進 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 ○環境教育の推進 ○オリンピック・パラリンピック教育の推進 ○災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
	(3) 健やかな体の育成 <〃>	○学校保健・学校給食、食育の充実等 ○子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援 ○学校や地域における子供のスポーツの機会の充実
	(4) 問題発見・解決能力の修得 <主として高等教育段階>	○高大接続改革の着実な推進 ○学生本位の視点に立った教育の実現 ○教員・学生の流動性の向上 ○教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 <生涯の各段階>	○各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進 ○高等教育機関における実践的な職業教育の推進 ○関係府省が連携した学校から社会への接続支援 ○学びを通じた地方への新たな人の流れの構築
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 <〃>	○家庭の教育力の向上 ○地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○伝統や文化等に関する教育の推進【一部再掲】 ○英語をはじめとした外国語教育の強化 ○国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援 ○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○外国人留学生の受入れ環境の整備
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○大学院教育改革の推進 ○若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進 ○研究力強化の推進 ○高等専門学校における技術者教育の推進 ○優れた才能・個性を伸ばす教育の推進 ○IT・データ活用能力の育成 ○新たな社会を創造・牽引(けん引)するアントレプレナーシップ(起業家精神等)の育成
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築 ○芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進 ○我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 ○女性活躍推進のためのリカレント教育の強化 ○高齢者等の生涯学習の推進 ○若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 ○生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成 ○施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	○教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施 ○社会人が働きながら学べる学習環境の整備 ○経済的な支援の実施 ○労働者の学びに関する企業側の理解促進
	(13) 障害者の生涯学習の推進	○学校卒業後における障害者の学びの支援 ○地域学校協働活動の推進【一部再掲】 ○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部後掲】 ○大学等における学生支援の充実 ○障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化 ○地域の教育資源の活用 ○学校給食及び食育の推進【一部再掲】 ○へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援○東日本大震災をはじめとした災害への対応
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	○特別支援教育の推進・ ○不登校児童生徒の教育機会の確保 ○夜間中学の設置・充実 ○高校中退者等に対する支援 ○高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上 ○海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進 ○地域における外国人に対する日本語教育の推進
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上
	(17) ICT利活用のための基盤の整備	○情報活用能力の育成 ○各教科等の指導におけるICT活用の促進 ○校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上 ○学校のICT環境整備の促進 ○大学におけるICTを利活用した教育の推進 ○ICTの活用による生涯を通じた学習の推進
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校における教材等の教育環境の充実 ○私立学校の教育研究基盤の強化
	(19) 児童生徒等の安全の確保	○学校安全の推進
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ○高等教育機関の連携・統合等
	(21) 日本国教育の海外展開と我が国の教育の国際化	○官民協働による日本型教育の海外展開 ○途上国への教育協力

第3期教育振興基本計画 指標の状況（概要）

- 各目標において設定された指標の達成状況について以下の通り一覧化。
 - ・順調に進捗又は目標を達成：赤字
 - ・課題あり又は目標に達していない：下線
 - ・横ばい又は今後把握等：文字修飾なし
- 目標の進捗の把握に当たっては、必ずしも指標が目標のすべての進捗状況を測るものとはなっていないこと、施策群の中で指標に直接は反映されないものがあることなど、一概に指標の達成状況により計画全体の進捗が把握されるものではないことに留意が必要。

(1) 確かな学力の育成＜主として初等中等教育段階＞	OECDのPISA調査等においては日本の子供たちは世界トップレベルの水準を維持。ただし、 <u>読解力の平均得点は前回調査から低下</u> 。
(2) 豊かな心の育成＜〃＞	子供たちの自己肯定感は小学校で横ばい、中学校でやや改善傾向。いじめの認知件数に占めるいじめの解消しているものの割合は低下。
(3) 健やかな体の育成＜〃＞	子供たちの体力水準は、目標とする昭和60年の水準と比較して、一部の種目を除いて低い状況。
(4) 問題発見・解決能力の修得＜主として高等教育段階＞	大学生の授業外学修時間は、令和2年度はそれ以前と比較して増加。
(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成＜生涯の各段階＞	進路について将来の仕事に関する意を意識する高校生の割合は、全体として微増（計画期間外の数値）。
(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進＜〃＞	地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合は低下、地域の行事に参加している児童生徒の割合は横ばい。

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する

(7) グローバルに活躍する人材の育成	中学生・高校生の英語力は目標には達していないものの改善は進んでいる。高校生・大学生の海外留学は、 <u>増加傾向</u> にあり、一部目標を達成したが、新型コロナウィルス感染症の影響により直近の海外留学生数は激減した。また、外国人留学生数については目標を達成したが、同じくコロナの影響により直近の留学生数が減少した。
(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	修士課程修了者の博士課程等への進学率は若干増加したものの、中期的なトレンドとしては低下傾向。大学等発ベンチャーの設立数は増加傾向にあると考えられる。
(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	スポーツ分野では2021年東京夏季オリンピック競技大会において過去最多の金メダルを獲得するとともに、若い世代が活躍。また我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率は低下傾向。 文化芸術分野では、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、文化芸術の鑑賞等の活動が減少。

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

第3期教育振興基本計画 指標の状況（概要）

(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を仕事や就職の上で生かしている者の割合、及び家庭・日常生活に生かしている者の割合はともに向上。	3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合は減少。	
(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	大学・専門学校等での社会人受講者数は平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少。	
(13) 障害者の生涯学習の推進	学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合は約3割。障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、一般の成人と比べると下回っている。	
(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	児童養護施設やひとり親家庭、非課税世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者の割合・高校中退者数が減少。	4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	特別支援教育の個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち実際に作成されている児童等の割合、及び小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は増加。学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の人数は増加しているが、その割合は減少。	
(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	現職の教師（特に管理職）に占める専修免許状保持者の割合及び特別免許状（特に小中学校）の授与件数は増加傾向。教師の時間外勤務は一定程度改善傾向。1日当たりの事務時間（平均）は令和4年度調査で把握。	5. 教育政策推進のための基盤を整備する
(17) ICT利活用のための基盤の整備	GIGAスクール構想により、学校のICT環境整備が飛躍的に進み、児童生徒一人当たりの学習者用コンピュータ数が大幅に改善。普通教室におけるLANの整備状況や超高速インターネットの整備率も改善。教師のICT活用指導力も上昇傾向。大学のICTを活用した教育の実施割合が大幅に増加。	
(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	公立学校や国立大学等における計画的な老朽化対策が着実に実施。長寿命化計画の策定は一部に未策定の地方公共団体があるものの概ね順調に進歩。私立学校については耐震化等が着実に進んでいるが未だ課題あり。	
(19) 児童生徒等の安全の確保	学校管理下における死亡事故は令和2年は減少したもののゼロには至っていない。負傷・疾病のうち障害を伴う事故数は横ばい傾向。	
(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	国公私立大学の寄付金受入額は増加傾向。中期的な計画は大学・短大・高専を設置する学校法人のほとんどが策定。大学間連携を取り組む大学の割合は増加傾向。	
(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	海外に対する教育事業に参加した日本側及び相手側の教職員・学生・児童・生徒の数は概ね増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が大きく低下。	

第3期教育振興基本計画期間中の教育政策に係る主な提言・審議状況等について

凡例 中央教育審議会

文科省有識者会議等

他省庁等

国際機関

【H30】

【R4】

【審議中】

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について【答申】(H31.1.25)

教育課程部会「審議まとめ」(R3.1.25)

Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会・省内タスクフォースまとめ(H30.6.5)

OECD「ラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030」(R1.5)

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】(H30.11.26)

大学分科会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」(H31.1.22)

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について【答申】(H30.12.21)

文化芸術推進基本計画(H30.3.6)

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【答申】(R3.1.26)

新しい時代の高等學校教育の在り方WG「審議まとめ」(R2.11.13)

外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)(R2.3)

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(R3.1)

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて(報告)(R2.12)

ユネスコ「教育の未来」(R3.11.10)

大学分科会「教学マネジメント指針」(R2.1.22)

大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」(R3.2.9)

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(R3.3.26)

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会「審議まとめ」(R3.11.15)

義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)(R3.7)

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議(審議まとめ)(R3.2.25)

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について(報告)(R3.9)

教育再生実行会議第十二次提言(R3.6.3)

我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期 ESD 国内実施計画)(R3.5.31)

大学入試のあり方に関する検討会議提言(R3.7.8)

大学分科会「これからの時代の地域における大学の在り方について」(R3.12)

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(R2.9)

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議「最終まとめ」(R4.3.14)

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告(R4.3.31)

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(最終報告)(R4.3.30)

こども政策の推進に係る有識者会議報告書(R3.11.29)

デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省「教育データ利活用ロードマップ」(R4.1.7)

大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(R4.3.18)

第5次国立大学法人等施設整備5か年計画(R3.3.31)

第3次学校安全の推進に関する計画(R4.3.25)

学校教育情報化推進専門家会議 「学校教育情報化推進計画(案)」(R4.4.21)

総合科学技術会議教育・人材育成WG 「Society 5.0の実現に向けた教育人材育成に関する政策パッケージ(案)」(R4.4.1)

経済産業省「未来人材ビジョン」(R4.5)

教育未来創造会議第一次提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」(R4.5.10)

第3期スポーツ基本計画(R4.3.25)

初等中等教育分科会

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会

教科書・教材・ソフトウェアの在り方WG

幼稚教育と小学校教育の架け橋特別委員会
教育課程部会 教員養成部会

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会

「令和の日本型教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議

GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議

不登校に関する調査研究協力者会議

教育データの利活用に関する有識者会議

いじめ防止対策協議会
養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議

「令和の日本型教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議

学校健康診断情報のPHRへの活用に関する検討会

運動部活動の地域移行に関する検討会

教育振興基本計画部会

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議

大学分科会

大学振興部会(文理横断・文理融合教育、出口の質保証、連携・統合、再編等、規模の在り方等)

大学院部会(人文・社会科学系の大学院の在り方、リカレント教育の振興等)

生涯学習分科会(公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育主事、社会教育士等の一層の活用等)

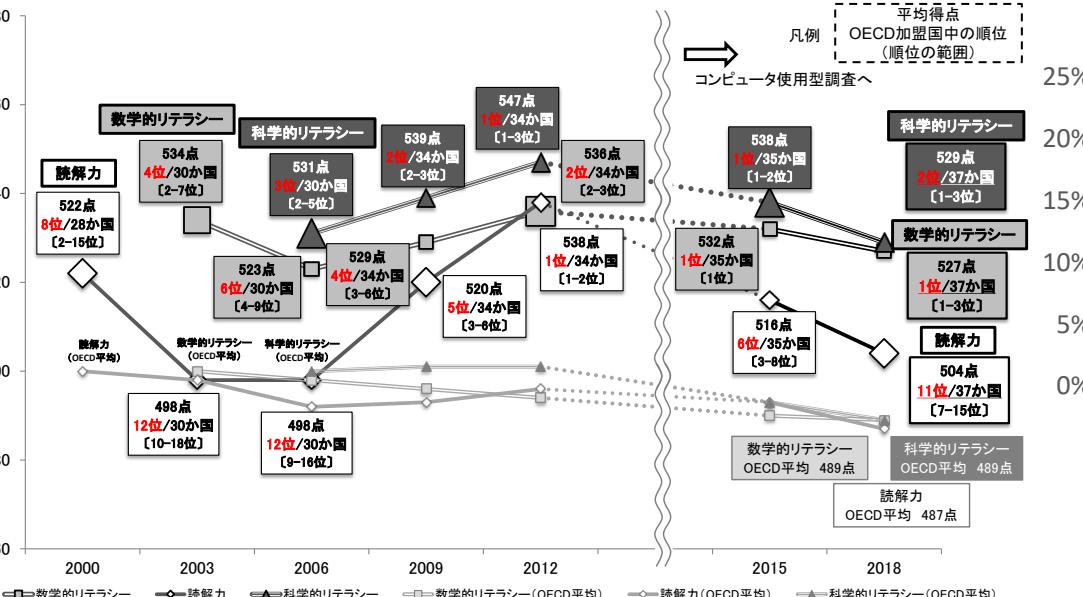
目標（1）確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

第2回教育振興基本計画部会
資料1より初等中等教育関係部分抜粋

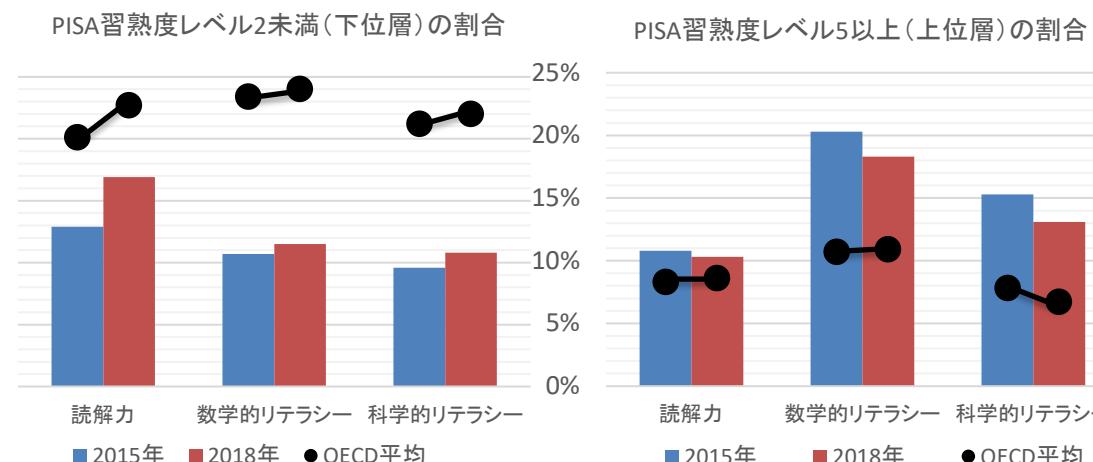
各指標の状況について

測定指標：知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持



数学的リテラシー及び科学的リテラシーは引き続き世界トップレベルにある。読解力はOECD平均より高得点のグループに位置するが、2018年は2015年より平均得点・順位が低下した。

参考指標：OECDのPISA調査における習熟度レベル5以上（上位層）及びレベル2未満（下位層）の割合



読解力については、2015年と2018年の結果を比較すると、OECD平均と同様にレベル2未満の割合が増加傾向にある。

数学的リテラシー及び科学的リテラシーについては、レベル2未満の割合に有意な変化はみられない。

各施策の進歩について

● 幼児期における教育の質の向上

- ・幼児教育推進体制の構築等が進み、これらを活用した幼児教育の質の向上に向けた取組が進んでいるが、幼児教育の質に関する認識が不十分、多くの幼稚園・保育所・認定こども園が小学校との連携に課題意識を持っているなどの課題がみられる。
- ・今後、全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むため、幼児教育スタートプランの具体化に取り組む。

● 新学習指導要領の着実な実施

- ・新学習指導要領の着実な実施のため、教育委員会・学校関係者向けの説明会等の開催や、教材の整備・指導資料の充実、実践事例の情報提供などを通じ、その趣旨や内容の周知・徹底を図っている。あわせて、教科書発行者に対しても一層の改善を図るようセミナー等において周知を図っている。
- ・また、将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校における実践研究を進めており、引き続き取り組む。

目標（1）確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

各施策の進歩について

●全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

- ・全国的な児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育施策・教育指導の改善・充実を図るため、毎年度、全国学力・学習状況調査を悉皆で実施。なお、平成31年度(令和元年度)調査において初めて中学校において英語調査を実施。また、全国的な学力状況の経年の変化や家庭状況と児童生徒の学力等の関係について、より精緻に把握・分析するため、令和3年度にPISA等の国際学力調査でも採用されている測定理論を用いた経年変化分析調査や、保護者に対する調査を実施。
- ・令和6年度からの順次CBTの導入に向けて、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実な実現に向けて取り組む。

●高等学校教育改革の推進

- ・平成30年3月に改訂し、令和4年度から年次進行で実施される高等学校の新学習指導要領においては、子供たちに育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進について示している。
- ・併せて、生徒の多様な学習ニーズへきめ細やかに対応するため、高等学校の特色化・魅力化に取り組んでおり、各種事業を通じて、特色・魅力ある教育に取り組む高等学校を支援している他、各高等学校におけるスクール・ポリシーの策定、公表や、普通科改革を推進するため、令和3年3月に学校教育法施行規則等の一部を改正した。また、基礎学力の確実な修得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るために、「高校生のための学びの基礎診断」制度を平成30年度より運用している。

●就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

- ・小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信として、令和3年度には「小中一貫した教育課程の編成・実施等に関する事例集（第2版）」を発行した。また、文科省において必要な制度改正等を行い、隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかけている。幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施する。なお、高大接続改革については、目標（4）で示す。

【後掲の施策群】

- 主権者教育の推進
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- 災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
- 学校教育における学力保障【一部後掲】

進歩の総括

OECDのPISA調査等においては日本の子供たちは世界トップレベルの水準を維持している。また、令和3年度全国学力・学習状況調査（経年変化分析調査）の結果において、新型コロナウイルス感染拡大前の平成28年度と令和3年度を比較すると、国全体としてみれば、国語については、児童生徒の学力の変化はみられなかったが、算数・数学については、若干学力が向上しているとも解釈しうるところ、次回以降の結果もあわせて分析することとしている。目標に向けた施策として、幼児教育の質の向上に向けた幼児教育推進体制の構築、新学習指導要領の着実な実施のための説明会や教材整備等、全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用、高等学校の特色化・魅力化の取組推進、学校段階間の連携の推進を行った。

課題とその対応

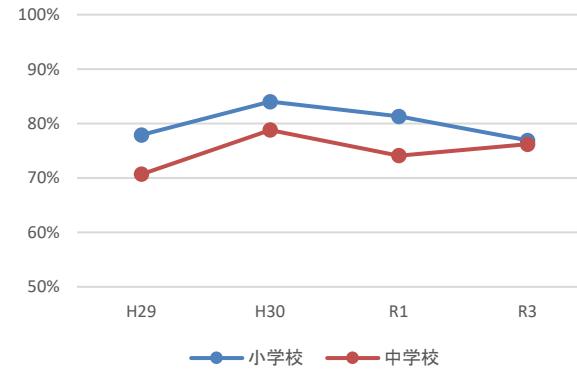
幼児教育については、小学校教育との接続についての課題の解消等に向け、発達の段階に応じて、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施し、全国的な接続期の教育の充実を図る。PISA調査において、読解力の平均得点が前回調査から低下しており、言語能力や情報活用能力育成に向けた取組を実施する。高等学校では生徒の学校生活等への満足度や学習意欲が低下している傾向がみられるため、高等学校の特色化・魅力化の推進を一層行う。

目標（2）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

各指標の状況について

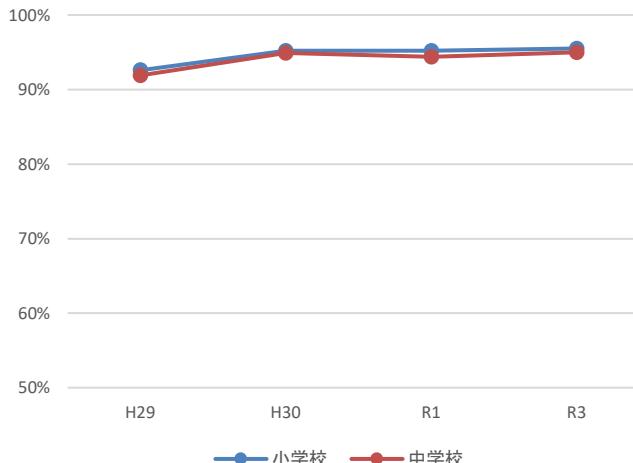
測定指標：自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善



文部科学省「全国学力・学習状況調査」
(質問)「自分にはよいところがあると思う」について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計

肯定的に回答した児童生徒の割合は年度により差はあるものの、概ね7割以上を維持している。平成29年度と比較して令和3年度は、小学校は横ばい、中学校は約6ポイント増加しており、やや改善傾向がみられる。

参考指標：人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合

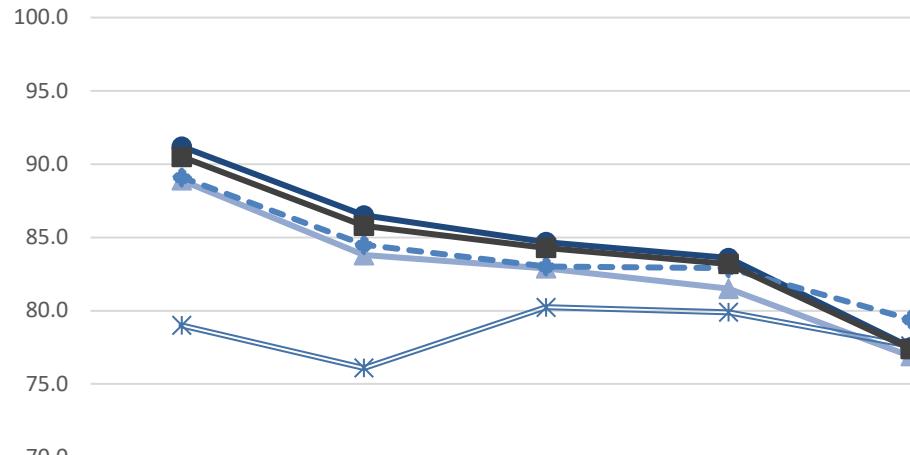


文部科学省「全国学力・学習状況調査」
(質問)「人の役に立つ人間になりたいと思う」について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計

肯定的に回答した割合は児童生徒ともに平成29年度と令和3年度を比べて、約3ポイント増加増加傾向があり、令和3年度においては小中とも95%以上の児童生徒が肯定的に回答している。

測定指標：いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善

いじめの年度末時点の状況のうち「解消しているもの」の割合推移
<国公私立計>



	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	91.2	86.5	84.7	83.6	77.5
中学校	88.9	83.8	82.9	81.5	76.9
高等学校	89.1	84.5	83.0	82.9	79.4
特別支援学校	79.0	76.1	80.2	79.9	77.6
計	90.5	85.8	84.3	83.2	77.4

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合は、例年約8割で推移しており、多くのいじめ事案は適切に対応されていると考えられるが、ここ数年減少傾向にある。その背景には、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの解消について定義され、その定義が浸透したことにより、安易にいじめが解消していると判断せず、慎重な判断がされている側面もあると考えられる。

目標（2）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

各施策の進歩について

●子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

- ・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、多世代交流や異年齢交流の活動も重視しており、その趣旨の周知を図った。また、生命の有限さや自然の大切さ、主体的に挑戦してみること、多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することなど、体験活動に関する記載が一層充実されたことから、引き続き学校教育活動における体験活動を推進するための支援を行う。
- ・平成30年度から令和2年度まで、自己肯定感の向上に有効な体験活動についての検証、子供の頃の体験活動がその後の自尊感情等の育成に及ぼす影響についての調査を行い、公表した。
- ・国立青少年教育振興機構では、自然体験を多く行った者ほど自己肯定感等の非認知能力が高くなるという調査結果等を踏まえつつ、全国28か所の国立青少年教育施設において、自然体験活動等の機会や場の提供に加え、民間団体が実施する自然体験活動等の支援を行っている。また、保護者が安心して子育てができるよう、地域の実情に応じた家庭教育支援を推進するために、補助事業を実施している。
- ・不登校、発達障害、子供の貧困等、青少年の現代的課題に対応した教育事業を企画・実施している。
- ・幼児教育推進体制等の活用により幼児教育の質の向上にむけた取組が進んでいるが、幼小連携の手掛けりが十分でないなどの課題が見られる。今後、全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むため、幼児教育スタートプランの具体化に取り組む。

●道徳教育の推進

- ・小学校は平成30年度、中学校は令和元年度より「特別の教科 道徳」が全面実施され、「考え、議論する道徳」へと質的転換を図っている。また、①「特別の教科 道徳」の指導・評価方法の研究・成果普及、②高等学校を含めた教育活動全体を通じた道徳教育の効果的な推進のための研究・成果普及、③優れた授業映像や実践事例などをウェブ上で発信する「道徳教育アーカイブ」の充実など、各学校・教育委員会等の取組を支援している。今後もこれらの取組を通して、道徳教育の推進に取り組む。

●いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進

- ・「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月公表）の周知や、いじめ行政説明等を通じて、いじめ防止対策推進法等の趣旨の周知徹底を図った。また、「全国いじめ問題子供サミット」を開催し、いじめ問題に関する子供自身の主体的な活動に積極的に取り組んだ地域や学校の児童生徒が集い、交流する機会を設け、このような活動の中心となるリーダーの育成を図った。

- ・学校における人権教育に関する指導方法の改善や充実を目的とする「人権教育研究推進事業」を実施するなど、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえた人権教育を推進した。

●体験活動や読書活動の充実

- ・自然体験活動などの体験活動を推進するため、普及啓発事業や、青少年団体等を対象とした実証事業を実施した。また、令和元年度には、多様な体験活動についての事例集を作成し、公表した。国立青少年教育振興機構では、青少年教育のナショナルセンターとして、全国28か所の国立青少年教育施設において、教育事業を企画・実施するとともに、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年団体等の自然体験や読書活動等に対する指導・助言等を行っている。
- ・また、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等に対して助成を実施し、体験活動等の裾野を広げる活動を支援している。デジタル化の進展に伴い、リアルな体験の持つ価値が再認識されることから、地域や企業と連携した学校内外での体験活動や、課題を抱える子供たちを対象とした体験活動の充実を推進する。
- ・読書活動の充実については、第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、学校や地域等でビブリオバトルや子ども司書等様々な取組が実施されている。

●伝統や文化等に関する教育の推進

- ・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、我が国の伝統や文化に関する内容を充実しており、その趣旨の周知を図った。
劇場・音楽堂や学校等、様々な場所で子供が伝統文化や実演芸術等の多様な文化芸術の鑑賞・体験等を享受するための支援を通じ、子供たちが一流の芸術、地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取組を支援した。また、H30年に芸術教育の所掌を文化庁に移管し、学校教育における芸術教育とあわせて、より一体的な芸術教育の推進に取り組んだ。
- ・令和元年度より、全国各地の中学校を「武道推進モデル校」に指定し、外部指導者を活用した多様な武道種目の実践した。令和4年度においても引き続き実施し、学校における多様な武道種目の指導の充実を図っていく。
- ・新学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、宗教のおこり、生活と宗教の関わり、文化や宗教の多様性について指導することとしており、その趣旨の周知を図った。

目標（2）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

各施策の進歩について

●青少年の健全育成

- これまで、情報モラル教育、ネット上のいじめへの対応、子供や保護者への啓発、ネット依存対策、学校での携帯電話の取り扱いについて取り組みを実施してきたところ。
- そのなかでも情報モラルやネットとの安全・安心なかかわり方に関するシンポジウムや、全国各地でのフォーラムを開催し、保護者や青少年等への啓発等を実施した。学校における情報モラル教育の充実のために児童生徒がどこでも学習できるコンテンツの作成や教員などを対象としたセミナーを実施した。
- また、発達段階に応じた生命（いのち）の安全教育の教材等を作成し、性的な暴力の当事者にならない教育を推進する取組を実施してきた。
- 今後は、令和4年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び同法律に基づく基本指針も踏まえ、引き続き教材等の周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図っていく。

●男女共同参画の推進

- 令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、児童生徒の発達の段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性について指導することとしており、その趣旨の周知を図った。
- さらに、若者が男女共同参画の視点に立ち、自らの将来や社会において果たす役割などを含めたライフキャリアについて考える機会を充実させるために、具体的な事例や研修例等について検証を行い、教材を作成した。また、男女の尊重やアンコンシャスバイアス解消の理解を深める教育プログラムを作成した。
- 今後は教育プログラムの周知とともに、指導モデルの構築など適切な活用について整備を進めしていく。

●主権者教育の推進

- 総務省等と連携しながら、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会全体で子供たちの発達段階に応じた主権者教育が実施されるよう取り組んでいる。具体的には、初等中等教育段階においては、学習指導要領に基づき、政治参加の重要性や選挙の意義等について指導するとともに、総務省と連携し、全ての高校1年生に対して、毎年主権者教育に関する副教材を配布している。大学等に対しては、入学時におけるオリエンテーション等を通じた学生への啓発活動を促しているほか、住民票異動の必要性や不在者投票制度等について周知を行っている。また、令和2年度には、主権者教育に関するシンポジウムを開催した。

●消費者教育の推進

- 令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、更なる充実を図った消費者教育に関する内容について、その趣旨の周知を図った。また、消費者教育連携・協働推進全国協議会（消費者教育フェスタ）等を通じて、消費者行政部局や教育部局をはじめ、消費生活相談員や弁護士等の専門家の知見等も活用しつつ、実践的な消費者教育の取組が推進されるよう、多様な主体による連携・協働体制作りを支援している。

●持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- 平成29、30年3月に改訂された新学習指導要領等では、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、学校におけるESDの着実な実施を進めている。令和4年3月に「ユネスコスクール ガイドブック —ESDの活動を通じて創る未来—」を改訂し、国内のESD推進拠点であるユネスコスクールの好事例を収集・発信するとともに、ユネスコスクール以外の学校でもESDに取り組めるよう、令和3年5月にESD推進の手引を改訂し全国に周知した。また、環境省と連携し、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD 推進ネットワーク」を形成し、その拠点として、全国の「ESD 活動支援センター」及び「地域ESD 拠点」がESD推進ネットワーク全国フォーラムなどの多様な活動を展開している。引き続き、令和3年5月に改訂した第2期ESD国内実施計画に基づき、様々なステークホルダーと連携しながらESDを一体的に推進していく。

●環境教育の推進

- 令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領等では、「自然環境や資源の有限性の中で持続可能な社会をつくる力」を教科等横断的な視点で育成するという考え方を示すとともに、社会科や理科、技術・家庭科などの関連する教科を中心に環境教育に関する内容を充実した。加えて、環境省との連携・協力による教員等をはじめとする環境教育の指導者に対する研修を実施した。今後も、これらの取組を通して、環境教育の推進に取り組む。
- 自然体験活動や農林漁業体験などの体験活動を推進するため、普及啓発事業や、青少年団体等を対象とした実証事業を実施した。また、令和元年度には、農林漁村体験などの多様な体験活動についての事例集を作成し、公表した。国立青少年教育振興機構では、全国の国立青少年教育施設の立地条件や特色を生かした自然体験活動等の機会や場の提供や、民間団体が実施する自然体験活動等に対する助成を実施している。

目標（2）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

各施策の進歩について

●オリンピック・パラリンピック教育の推進

・東京2020大会に向けて作成されたオリパラ教育教材が蓄積されるとともに、大会に参加したアスリートと児童生徒との交流、国際交流活動、共生社会に関する学び等が進められてきた。今後は、大会の知見・経験をレガシーとして活かしつつ、より特色ある教育活動を推進していく。

●災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進

・双葉郡教育復興ビジョン推進協議会への参画等を通じて、自らの学びを深める創造的復興教育の取組を推進している。
・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領等では、「放射線に関する科学的な理解や科学的に思考し、情報を正しく理解する力」を教科等横断的な視点で育成するという考え方を示すとともに、中学校理科の第二学年でも放射線に関する内容を追加した。また、放射線に関する教職員研修や児童生徒等を対象とした出前授業を実施している。さらに、令和3年度には、放射線副読本を改訂し、全国の各学校へ配布した。今後も、これらの取組を通して、放射線教育の推進に取り組む。
・復興につながる知見の集積を図るため福島県浜通り地域等において、大学等が実施する人材育成や地域の課題解決等に資する教育研究活動を支援している。

進歩の総括

自己肯定感については、小学校では横ばい、中学校ではやや改善傾向が見られる。いじめの認知件数に占めるいじめの解消しているものの割合は低下しているものの、安易に解消したとせず慎重に判断されている側面もあると考えられる。目標に向けた施策として、子供たちの自己肯定感・自己有用感を高めるための体験活動等の充実、いじめ防止のための事例集やいじめ防止対策推進法等の周知、新学習指導要領に基づく「特別の教科 道徳」の実施、青少年の健全育成のための事業の実施、男女共同参画の推進、主権者教育等の推進を行った。

課題とその対応

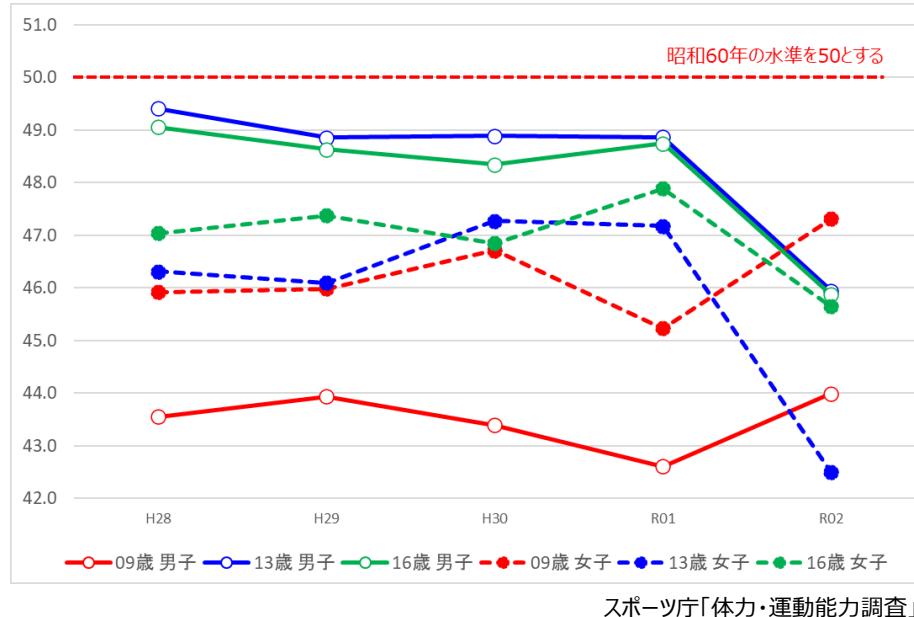
いじめの重大事態の発生件数、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数はいずれも増加傾向にあり、児童生徒の自殺者数も減少するに至っていない。特にいじめの重大事態の発生件数の増加や児童生徒の自殺が後を絶たない状況は極めて憂慮すべきである。学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となり、また現に不登校となっている児童生徒に個々の状況に応じた適切な指導が行われるとともに、児童生徒の問題行動の発生の未然防止、自殺予防が図られるよう取組を推進する。

目標（3）健やかな体の育成

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

各指標の状況について

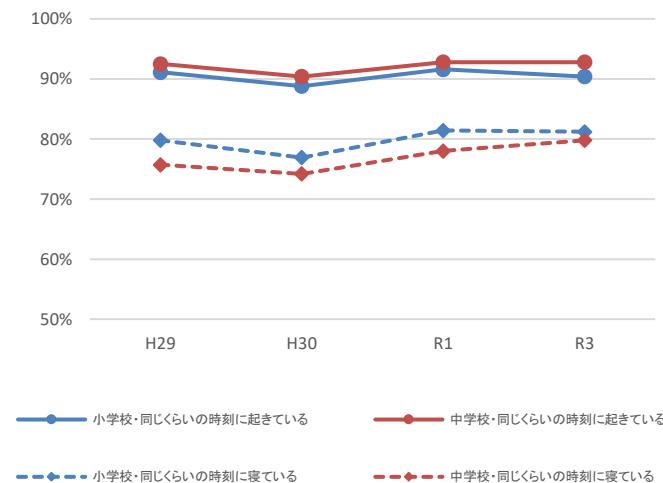
測定指標：子供の体力水準を平成33（2021）年度までに昭和60（1985）年頃の水準まで引き上げる



50m走、持久走、立ち幅とび、ボール投げを、水準の高かった昭和60年と比較すると、中学生男子及び高校生男子の50mを除き、依然低い水準となっている。

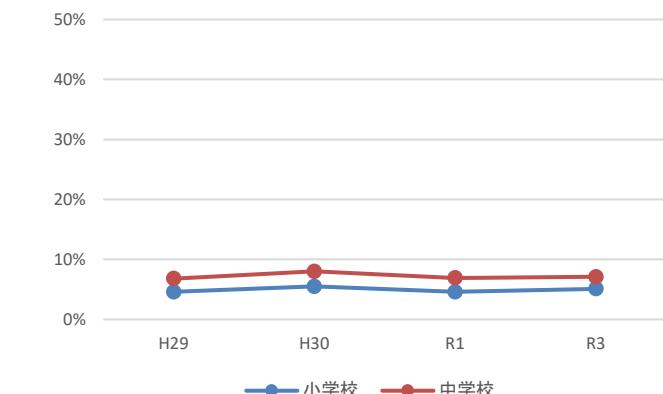
※令和2年度については、新型コロナウィルス感染症の影響で例年より標本数が少ない等の関係から、参考値の扱い

測定指標：毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の改善



毎日同じくらいの時刻に寝ている、毎日同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合は横ばい傾向。

測定指標：朝食を欠食する児童生徒の割合の改善



小・中学生の朝食欠食率は横ばい傾向。

目標（3）健やかな体の育成

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

各施策の進歩について

●学校保健・学校給食、食育の充実等

- ・子供が生涯にわたって健康な生活を送るために、保健教育の充実や、メンタルヘルス、アレルギー疾患等の多様化する子供の健康課題への対応に関する取組を実施したほか、健康管理等を推進するため、養護教諭をはじめとした教職員や教育委員会、関係機関等における体制の整備や連携を促している。また子供の健康課題が多様化していることから、今後も学校・家庭・地域が健康課題に対応できるよう取組を継続していく。
- ・子供たちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、指導の手引や教材を作成・配付したほか、学校給食における地場産物の使用促進のための取組等を実施している。一方、栄養教諭の配置に地域差があることから、今後とも、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への任用換えを促進していく。

●子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援

- ・食事や睡眠といった子供たちの基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構並びに文部科学省が連携し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。文部科学大臣表彰等により、好事例の普及啓発に取り組んでいる。
- ・また、保護者向けの学習講座(オンライン講座を含む)など、地方公共団体が行う家庭教育支援事業に対し、補助を行っている。
- ・加えて、これまで、情報モラル教育、子供や保護者への啓発、ネット依存対策等について取組を実施してきたところ。そのなかでも情報モラルやネットとの安全・安心なかわり方に関するシンポジウムや、全国各地でのフォーラムを開催し、保護者や青少年等への啓発等を実施した。(目標（2）再掲)

●学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

- ・第2期スポーツ基本計画に基づき、学校や地域における子供のスポーツの機会の充実を図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、子供の体力水準は昭和60年頃の水準に達していない。
- ・今後は、子供たちを取り巻く社会環境の変化を踏まえながら、体育・保健体育の授業等の充実や、幼児期の子供や運動を得意としない子供、障害のある子供等を含めた多様な子供が参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施を促進する。

基本的な方針1に位置付けているその他の目標：目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供（後掲）

進歩の総括

子供の体力水準は、目標とする昭和60年の水準と比較して、一部の種目を除いて低い状況となっており、さらに新型コロナウイルスの感染拡大によって全国的に子供の体力レベルの低下傾向が進む状況となった。目標に向けた施策として、学校における体育・保健体育の授業の充実や子供の健康課題への対応、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進等の取組を行った。

課題とその対応

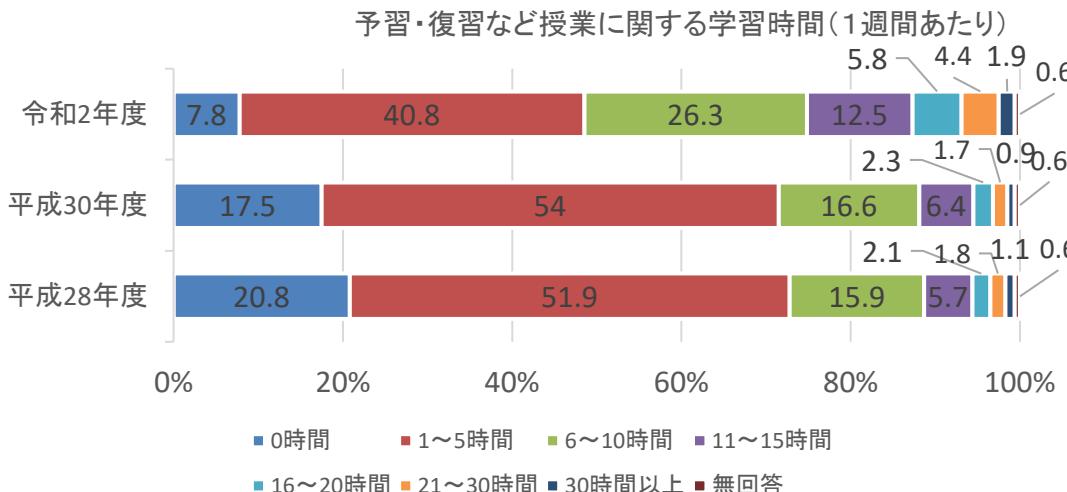
子供の体力レベルが低下傾向にあることから、体育・保健体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図る。

目標（4）問題発見・解決能力の修得

学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する。

各指標の状況について

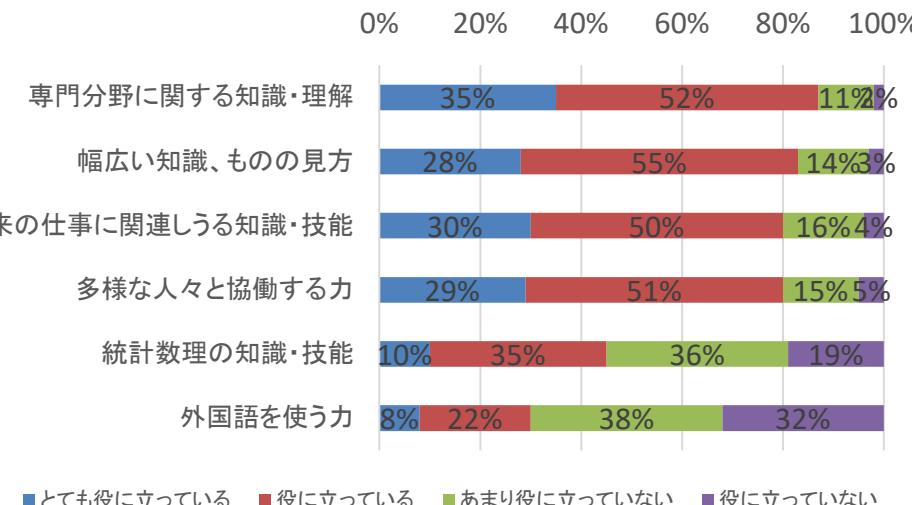
測定指標：学修時間の充実等、学生の学修に対する取組・態度の改善



独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」

令和2年度は、授業外学修時間が「11時間以上」とした学生の割合が、それ以前と比較して13~14ポイント増加した。コロナ禍により、いわゆる「課題提出型」のオンライン授業が一定割合を占めていたことの影響とも考えられる。中長期的な推移を把握するためには調査を継続する必要がある。

知識や能力を身に付けるために、大学教育が役に立っていると思う学生の割合



■とても役に立っている ■役に立っている ■あまり役に立っていない ■役に立っていない

文部科学省「令和元年度全国学生調査（試行実施）」

専門分野に関する知識（87%）、将来の仕事に関連しうる知識（80%）、多様な人々と協働する力（80%）、幅広い知識（83%）等については「とても役に立っている」、「役に立っている」という割合が高かったが、外国語を使う力（30%）、統計数理の知識・技能（45%）については割合が低かった。

各施策の進捗について

●高大接続改革の着実な推進

- ・高等学校教育改革（詳細は目標（1）「高等学校教育改革の推進」参照）と大学教育改革（詳細は目標（4）「学生本位の視点に立った教育の実現」参照）、その間をつなぐ大学入学者選抜改革を一体的に推進している。大学入学者選抜改革については、令和2年度から「大学入学共通テスト」を予定どおり実施するとともに、個別大学の入学者選抜についても、大学入学者選抜実施要項において必要な見直しを行い、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善を促した。
- ・一方、共通テストへの導入を見送った記述式問題や総合的な英語力評価を含め、改めて大学入試の在り方を「大学入試のあり方に関する検討会議」（令和元年12月設置）において議論し、記述式問題や総合的な英語力評価は個別大学の入学者選抜において推進することが重要とされたことから、そうした取組を含め、大学入試に関する各大学の好事例を選定・公表する仕組みの導入に着手した。

目標（4）問題発見・解決能力の修得

学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する。

各施策の進捗について

●学生本位の視点に立った教育の実現

- ・大学教育の質的転換を図るため、平成30年12月から中央教育審議会大学分科会において、大学における教学マネジメントの方策について検討を行い、令和元年度に「教学マネジメント指針」(令和2年1月中央教育審議会大学分科会)を策定・周知した。本指針により、大学が自ら定める「3つの方針」に基づく教育課程の編成・実施や、学修成果の把握・可視化、情報の公表等を促し、「学修者本位の教育」の実現に向けた各大学の取組を推進している。
- ・また、大学の認証評価制度において、「3つの方針に関すること」等を共通評価項目として追加し、平成30年度からの認証評価に反映した。

●教員・学生の流動性の向上

- ・令和元年度に、単位互換制度に関して、コンソーシアム等における複数大学間での単位認定を行う場合など、多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応について周知した。
- ・令和2年度に、大学等の緊密な連携を効果的に推進するため、大学等連携推進法人制度を創設し、大学間で共同しての科目開設を可能とする等の教学上の特例措置を設けた。
- ・令和4年度から「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の実施を通じて、大学等連携推進法人制度を活用した高度な大学間連携等による教育改革と地域人材の育成を推進している。

進捗の総括

学生の学修時間の充実等、学生の学修に対する取組・態度の改善状況に課題が見られたことを踏まえ、目標に向けた施策として、「教学マネジメント指針」を策定し、各大学の取組を推進するとともに、高大接続改革については、共通テストへの導入を見送った記述式問題や総合的な英語力評価を含め、改めて大学入試の在り方を議論し、各大学の好事例を選定・公表する仕組みの導入に着手した。その他、教員・学生の流動性向上及び高等教育機関間の連携強化に向けた制度改善・周知や事業等を実施した。

課題とその対応

授業外学修時間が十分でない、学修者や教育者が学習成果や教育成果を把握できるよう可視化する必要があるといった課題に対し、3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）に基づく教育の実質化を進める観点から、「教学マネジメント指針」に基づく大学の取組を引き続き促進するとともに、大学の質保証システムの改善・充実を行う。

- ・大学等における履修証明制度について、最低時間数の短縮や履修生への単位認定を可能とする制度改正を行った。
- ・日本人学生による海外の大学等での学修や、外国人学生を我が国の大学等が受け入れるための機会の拡大に向け、ジョイント・ディグリーをさらに推進すべく、設置認可要件の緩和等関係規定の改正を行った。
- ・実務家教員が1年に6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきことを法令上明記し、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進した。

●教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化

- ・令和元年度に、単位互換制度に関して、コンソーシアム等における複数大学間での単位認定を行う場合など、多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応について周知した。
- ・令和2年度に、大学等の緊密な連携を効果的に推進するため、大学等連携推進法人制度を創設し、大学間で共同しての科目開設を可能とする等の教学上の特例措置を設けた。
- ・令和4年度から「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の実施を通じて、大学等連携推進法人制度を活用した高度な大学間連携等による教育改革と地域人材の育成を推進している。

【再掲の施策群】

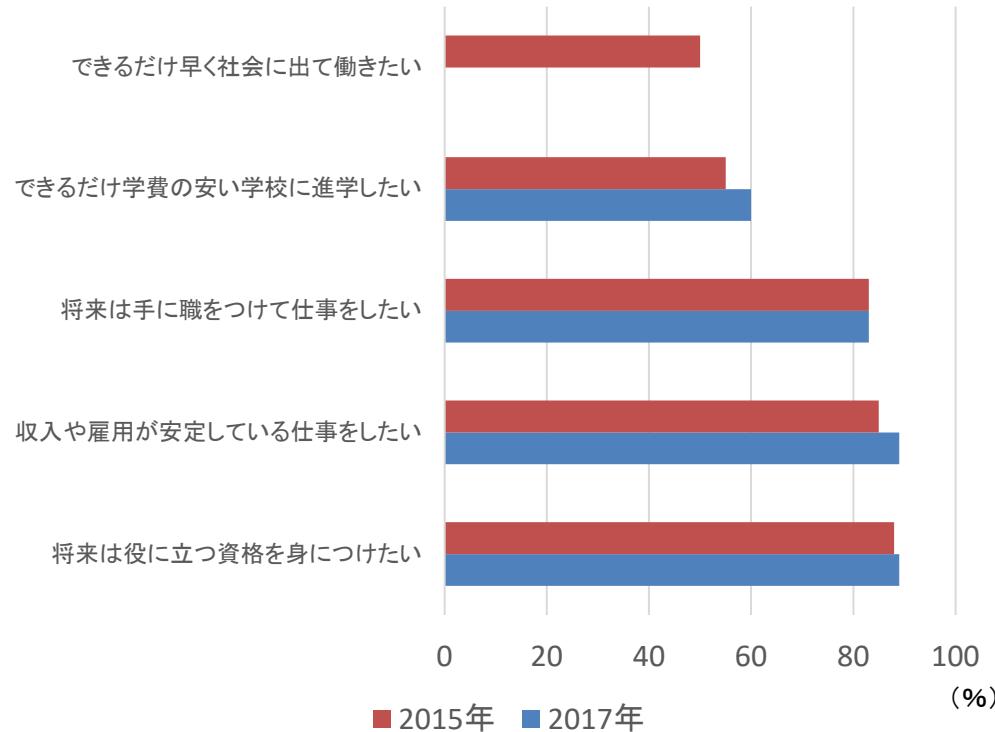
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

目標（5）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

各指標の状況について

参考指標：進路について将来の仕事に関する意識する高校生の割合



一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会・株式会社リクルートマーケティングパートナーズ合同調査「高校生と保護者の進路に関する意識調査」

進路について将来の仕事に関する意識する高校生の割合は、全体として微増している。

※調査は2015, 2017年データまでしかなく、第3期計画期間外。

各施策の進捗について

●各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進

- ・小・中学校の新学習指導要領に新たに「キャリア教育の充実」が明記され、小・中・高等学校を通じてキャリア教育が体系的に推進することとされた。また、児童生徒が自らの学習活動等を記述し振り返ることのできる「キャリア・パスポート」をすべての小・中・高等学校等において令和2年4月から導入し、将来の生き方を考える活動等における活用を図った。
- ・また、令和3年度に大学等において正規の教育課程として実施しているインターンシップの中から、優れた取組を表彰する「大学等におけるインターンシップ表彰」を実施し、4校受賞校を決定した。さらに、各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与すること等ができることを明記した通知を改めて発出した。
- ・専門学校においては、企業等と密接に連携して、実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」を平成25年に創設。令和4年3月現在、1,083校（全専門学校の39.3%）、3,154学科（修業年限2年以上の学科の44.2%）が認定されている。

●高等教育機関における実践的な職業教育の推進

- ・実践的な職業教育に重点を置く新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学が平成31年度に開始され、同年度には、一般の大学及び短期大学において専門職大学制度の特色を取り入れた専門職学科も制度化された。令和4年4月現在、専門職大学15校、専門職短期大学3校、専門職学科1校1学科が開学している。
- ・また、職業実践力育成プログラムについては、令和3年度よりDX分野等を新たなテーマとして設定するとともに、新たに43課程を認定し、令和4年4月以降の認定課程数は357課程となる予定である。
- ・職業実践専門課程は、令和4年3月現在、1,083校（全専門学校の39.3%）、3,154学科（修業年限2年以上の学科の44.2%）が認定されており、令和4年度から、認定校に係る追加的経費への都道府県補助について特別交付税措置が講じられることとなった。

●関係府省が連携した学校から社会への接続支援

- ・学生が学業に専念し、安心して就職活動に取り組める環境を構築するため、関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）で当該年度の大学2年次に属する学生等に対する採用活動について、遵守いただきたい事項を経済団体等（約1,250団体）に対して要請を実施。また、厚生労働省が作成した労働関係法令や制度を学べる教材を周知するなど、様々な機会をとらえて労働法制に関する理解醸成を図っている。なお、令和4年度入学生から年次進行で実施されている新高等学校学習指導要領に基づき、公民科において雇用と労働問題について指導している。

目標（5）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

各施策の進捗について

●学びを通じた地方への新たな人の流れの構築

・内閣府とともに地方に定着する若者に対する奨学金返還支援の取組を進めるとともに、魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増の制度化を実施した。また、中央教育審議会大学分科会において「これからの時代の地域における大学の在り方について－地方の活性化と地域の中核となる大学の実現－」（審議まとめ）をとりまとめ、同審議まとめに基づく各種施策を推進した。

・地方にある豊かな自然、固有の歴史や伝統、文化等の魅力の学びについては、自然体験活動等の普及啓発事業や、青少年団体等を対象とした実証事業を実施するとともに、令和元年度には、農林漁村体験などの多様な体験活動についての事例集を作成し、公表した。また、国立青少年教育振興機構では、全国28か所の国立青少年教育施設の立地条件や特色を生かした自然体験活動等の機会や場を提供しているほか、地域の様々な人々と協働しながら地域・社会にある課題解決に向けた実践活動を行うことで、郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成に資する、全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」を実施している。なお、令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、関係する各教科等において郷土や地域について指導することとしており、その趣旨の周知を図った。

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進（後掲）

進捗の総括

新しい学習指導要領に「キャリア教育の充実」が明記され、小・中・高等学校を通じてキャリア教育を体系的に推進するとともに、「キャリア・パスポート」をすべての小・中・高等学校において導入し、将来の生き方を考える活動等における活用を図った。大学においてはインターンシップ表彰の実施やボランティア活動への単位付与の運用上の明確化を図るとともに、専門学校においては「職業実践専門課程」を推進し、約4割の専門学校において認定されている。また、実践的な職業教育に重点を置く「専門職大学」及び「専門職短期大学」制度が開始されるとともに、一般の大学等における専門職学科が制度化された。大学等における「職業実践力育成プログラム」の認定も推進している。

課題とその対応

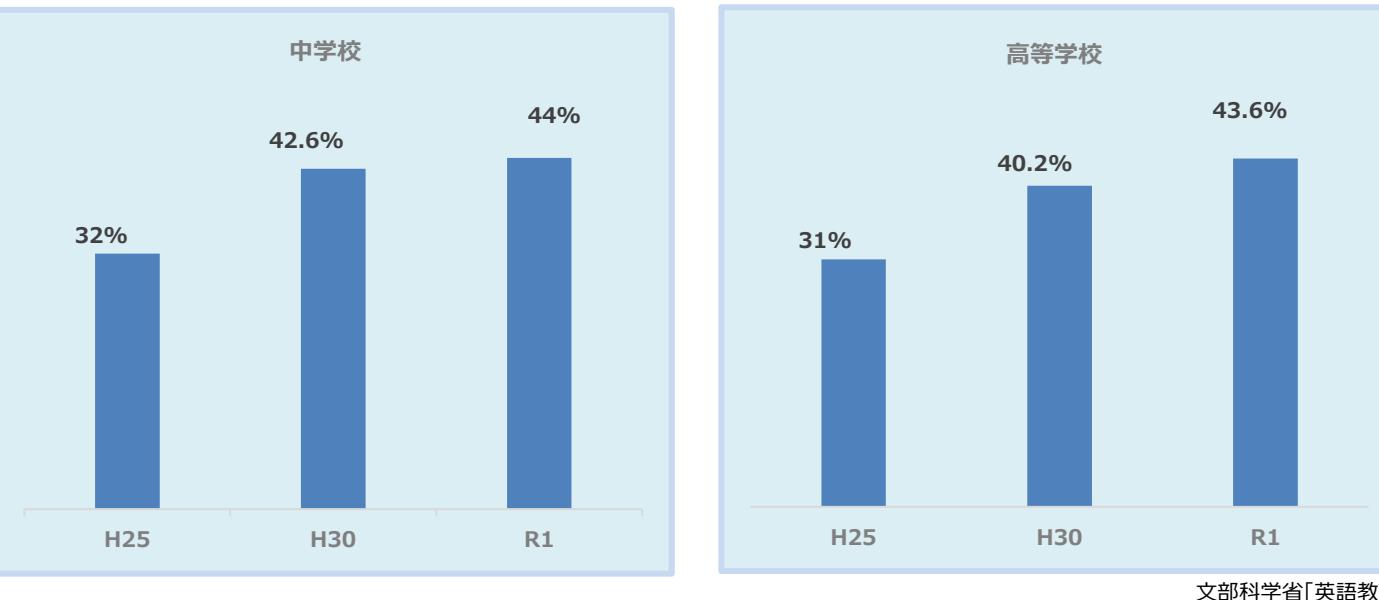
社会的・職業的自立に向けて、初等中等教育段階においては、新学習指導要領に基づくキャリア教育を着実に実施、キャリア・パスポートの活用や教師との対話的な関わりの中でのキャリア形成を図るとともに、高等教育段階においては専門職大学・専門職短期大学の推進のほか、地域や産業界との対話によるプログラムの共同構築等の推進、専門学校における職業実践専門課程の充実を図る。

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

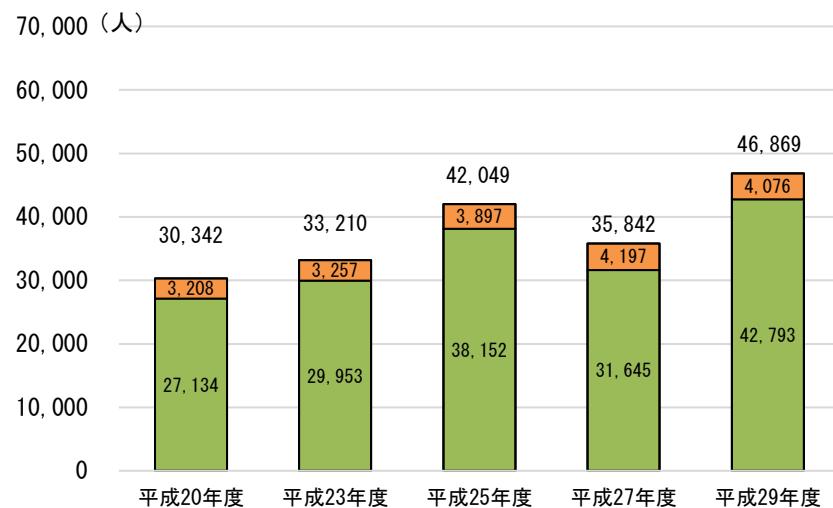
各指標の状況について

測定指標：英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にする



生徒の英語力については、中学生、高校生共に、目標値(50%)には達していないものの、経年で着実に改善が進んでいる。

測定指標：日本人高校生の海外留学生数を6万人にする



高等学校段階における海外留学・研修旅行者数は、目標値には達していないものの、平成29年度に46,869人となり、過去最高を記録した。研修旅行は27年度の3.2万人から、1.1万人増加しており、比較的短期の国際交流の増加が留学生数全体の増加につながっている。

※オレンジが長期留学（3ヶ月以上）、緑が短期留学（3ヶ月未満）

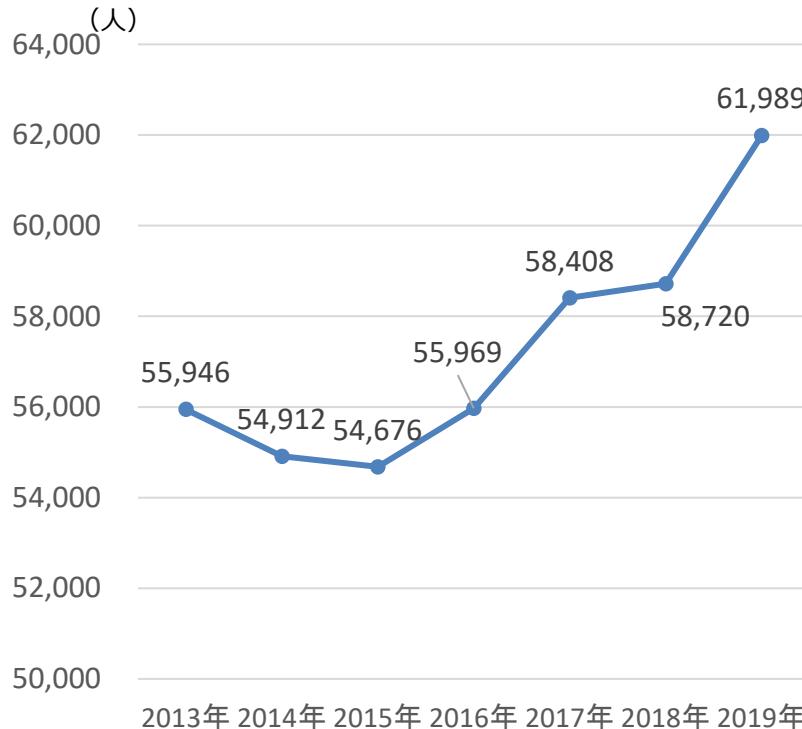
文部科学省「高等学校等国際交流状況等調査」

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す



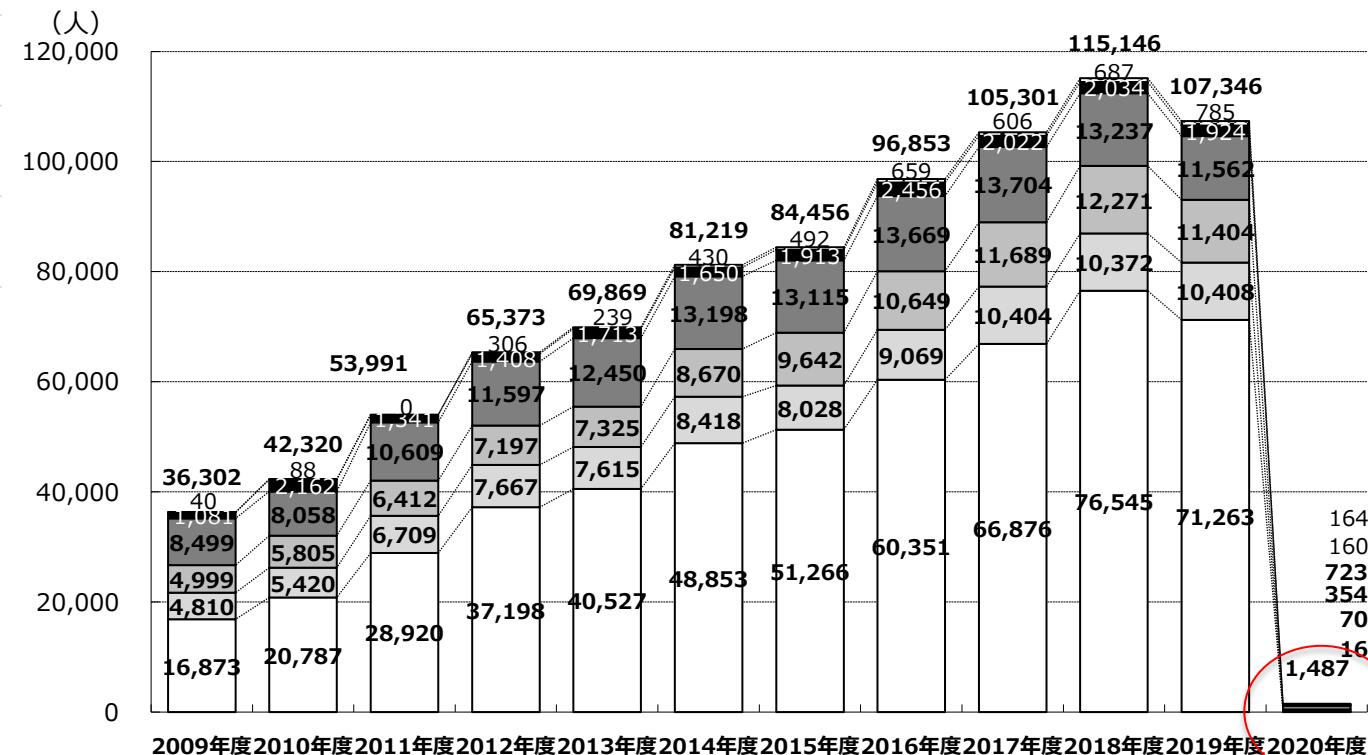
OECD統計等：OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部

JASSO調査：外国人留学生在籍状況調査 ((独)日本学生支援機構)

※OECD及びユネスコ統計局のデータは、2012年統計までは、外国人学生（受入れ国の国籍を持たない学生）が対象でしたが、2013年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留学生（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生）が対象です。

・短期留学者を含む、大学等が把握している留学者数について、平成30年度には概ね12万人に近い数字となつたが、コロナによって甚大な影響を受け、令和2年度には留学者数が激減した。一方で、学位取得目的とする留学者数のデータについては、目標の達成には至っていないものの、近年増加傾向にある。

独立行政法人日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果」
※対象は、日本国内の高等教育機関に在籍する学生等で、日本国内の大学等と諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づき、教育又は研究を目的として、海外の大学等で留学を開始した者及び、在籍学校において把握している限りにおいて、協定に基づかない留学をした者。短期の交換留学等も含む。

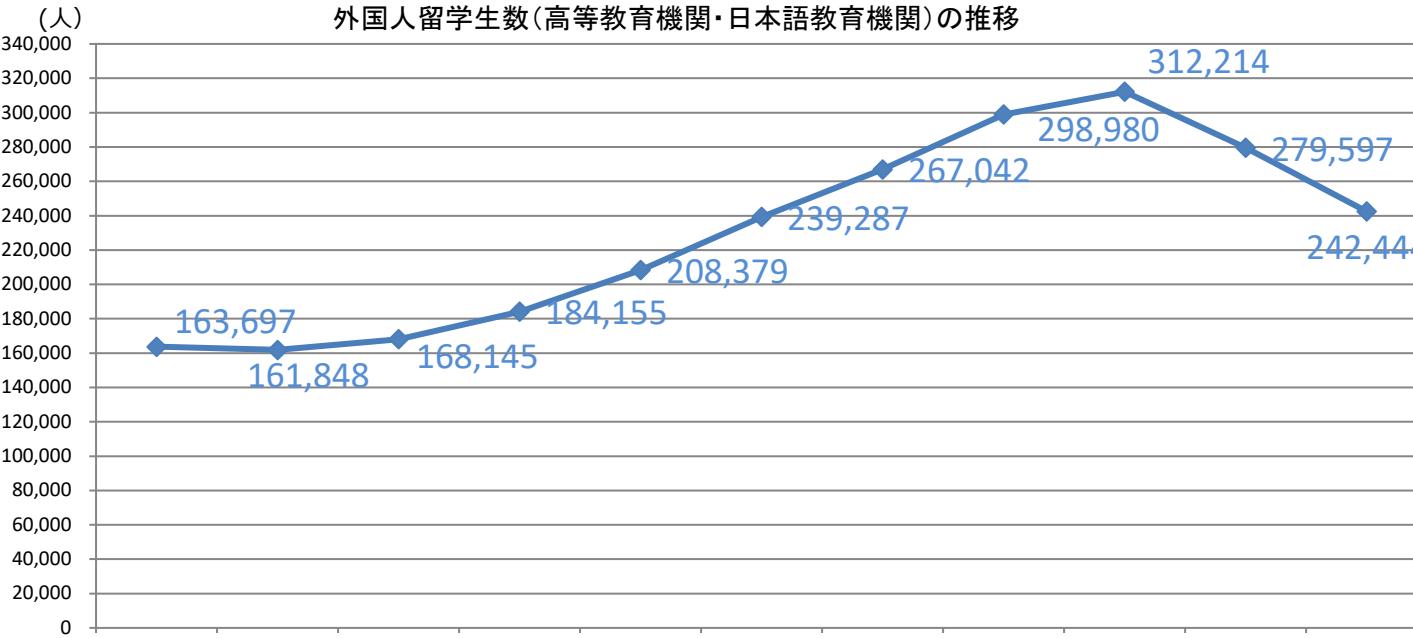


目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする



・外国人留学生数については、令和元年5月1日時点で、約31万人となり、目標を達成した。就職率については、令和元年度までに少しづつ増加しているものの、目標の5割には達していない状況になっている。いずれの数値も新型コロナウイルス感染症の影響により最新値は減少した。



目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各施策の進歩について

●伝統や文化等に関する教育の推進【一部再掲】

- ・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、我が国の伝統や文化に関する内容を充実しており、その趣旨の周知を図った。
- ・劇場・音楽堂や学校等、様々な場所で子供が伝統文化や実演芸術等の多様な文化芸術の鑑賞・体験等を享受するための支援を通じ、子供たちが一流の芸術、地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取組を支援した。また、H30年に芸術教育の所掌を文化庁に移管し、学校教育における芸術教育とあわせて、より一体的な芸術教育の推進に取り組んだ。

●英語をはじめとした外国語教育の強化

- ・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、英語をはじめとする外語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成に関する内容を充実させており、その趣旨の周知を図った。また、教材の整備、指導資料の充実、教員研修、自治体への情報提供等を行っている。さらに、毎年度各都道府県等に「英語教育改善プラン」の策定を要請するとともに、英語教育実施状況調査等で自治体の取組のフォローアップを行っており、今後も引き続き上記の取組を行う。
- ・大学入学者選抜においては、既に大学入学者選抜実施要項において、資格・検定試験等の活用を図ることが望ましいと記載し、活用を促しているところ、今後については「目標（4）高大接続改革の着実な推進」を参照。

進歩の総括

中学生・高校生の英語力については、目標には達していないものの改善は進んでいる。高校生・大学生の海外留学については増加傾向にあり、一部目標を達成したが、新型コロナウイルス感染症の影響により海外留学生数が激減した。また、外国人留学生数については目標を達成したが、同じくコロナの影響により留学生数が減少した。目標に向けた施策として、英語をはじめとした外国語教育の強化に向けた学習指導要領の着実な実施及び自治体の取組のフォローアップ、先進的な取組を行う高校・高専・大学等への支援、「トビタテ留学JAPAN！キャンペーン」、外国人留学生受け入れのための奨学金支援や就職促進等の取組等を推進した。

課題とその対応

中学生・高校生の英語力の向上に向けては、学習指導要領の着実な実施のための教材整備・教員研修等、各都道府県等での「英語教育改善プラン」の策定要請、自治体の取組のフォローアップ等を引き続き実施する。

国際化に向けた先進的な取組を引き続き支援するとともに、高等教育のグローバル戦略を構築し、それに基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した日本人留学生数の回復及び量的拡大、外国人留学生数の量的水準の回復及び量から質への転換を目指す。

●国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援

- ・グローバル人材を育成するためのプログラムの内容と運営の経験知、国内外のネットワーク等、有形無形のリソースが研究開発・実践した高等学校等の中に形成された。
- ・平成30年度に設立した「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を通じ、学校や自治体等に向けた国際バカロレア(IB)の導入支援、情報提供を進めることにより、IB認定校等や大学におけるIB活用が着実に増加している。
- ・高等専門学校についてはモンゴル・タイ・ベトナムへの展開を支援し開校させてきたところ。大学等については、スーパーグローバル大学創成支援事業により大学におけるトップレベルの国際化の取組を支援し、成果を横展開してきた。

●日本人生徒・学生の海外留学支援

- ・「トビタテ留学JAPAN!キャンペーン」も踏まえ、官民で連携した留学支援や、海外留学に関する情報発信等の留学への機運を醸成する取組を進めてきたところ。今回の課題等を踏まえつつ、新型コロナウイルスの影響を踏まえた「新たな日常」における高等教育のグローバル戦略を構築し、コロナ禍で激減した日本人留学生数を回復させた上で、更なる量的拡大を目指し取組を進めていく。

●外国人留学生の受け入れ環境の整備

- ・「留学生30万人計画」に基づき、奨学金支援や留学生の就職促進等の取組を進めてきたところ。今後は、新型コロナウイルスの影響を踏まえた「新たな日常」における高等教育のグローバル戦略を構築し、外国人留学生数のコロナ禍前の量的水準への回復を目指しつつ、量から質への転換を目指す。

【後掲の施策群】

- 海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進
- 地域における外国人に対する日本語教育の推進

目標（8）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

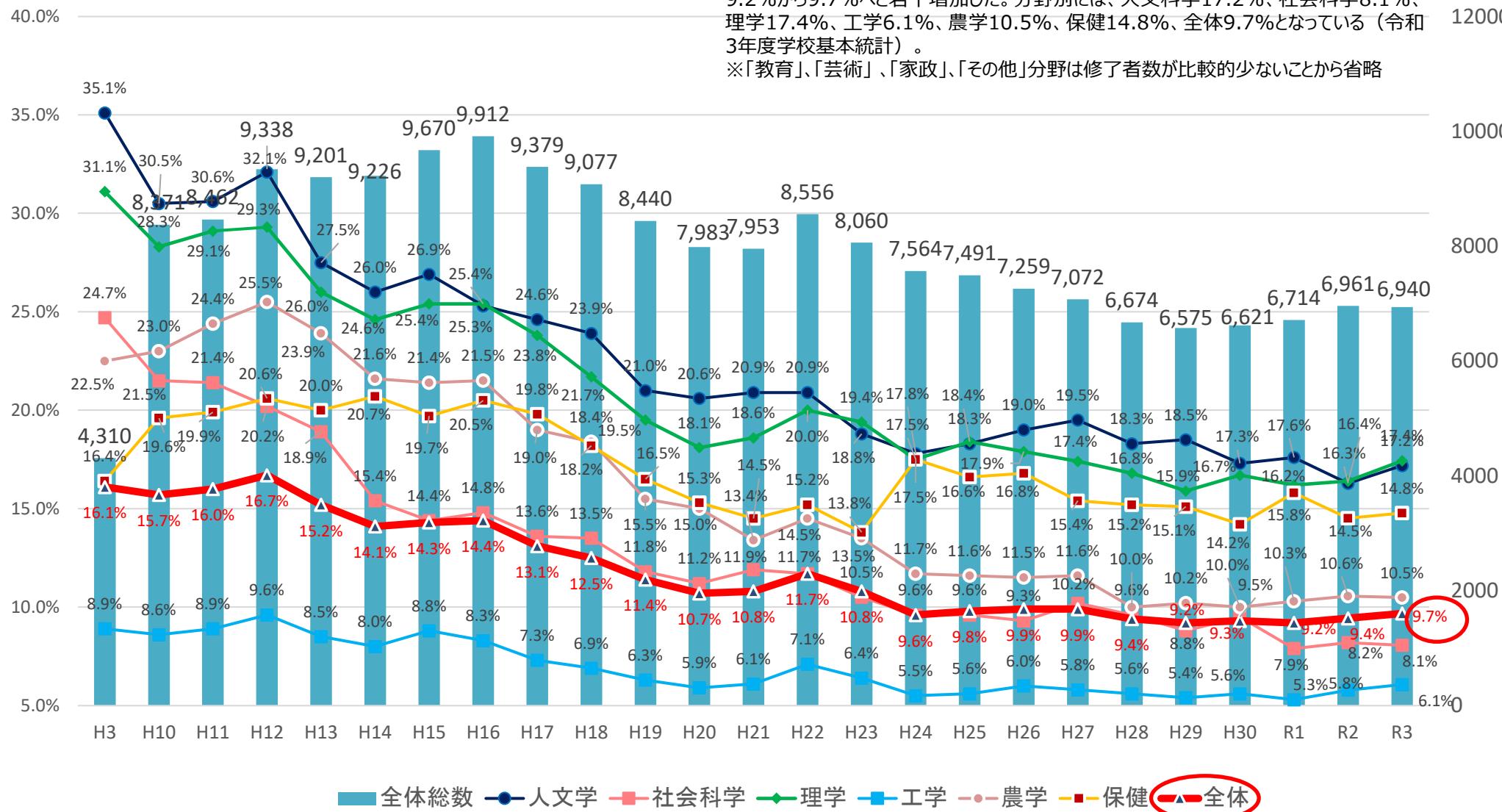
高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：修士課程修了者の博士課程への進学率の増加

- 修士課程修了者の博士課程等への進学率は、中長期的に各分野を通じて減少傾向。
- 修士課程修了者の博士課程等への進学率は、平成29年度から令和3年度にかけて、9.2%から9.7%へと若干増加した。分野別には、人文科学17.2%、社会科学8.1%、理学17.4%、工学6.1%、農学10.5%、保健14.8%、全体9.7%となっている（令和3年度学校基本統計）。

※「教育」、「芸術」、「家政」、「その他」分野は修了者数が比較的小ないことから省略



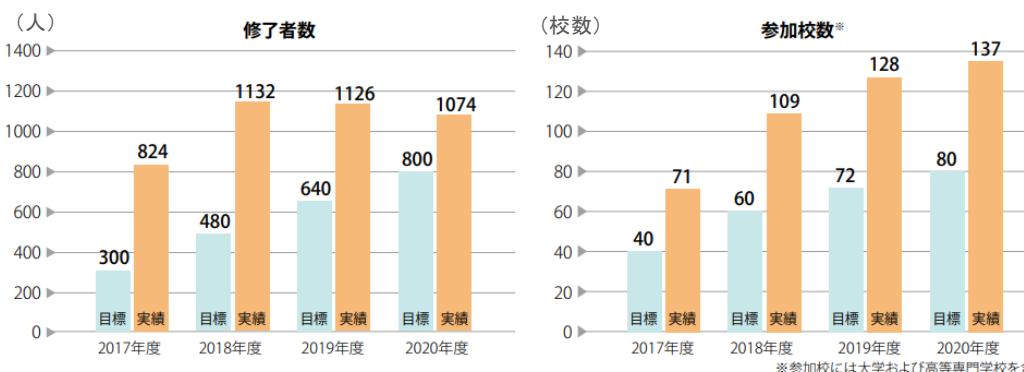
出典：学校基本調査

目標（8）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。

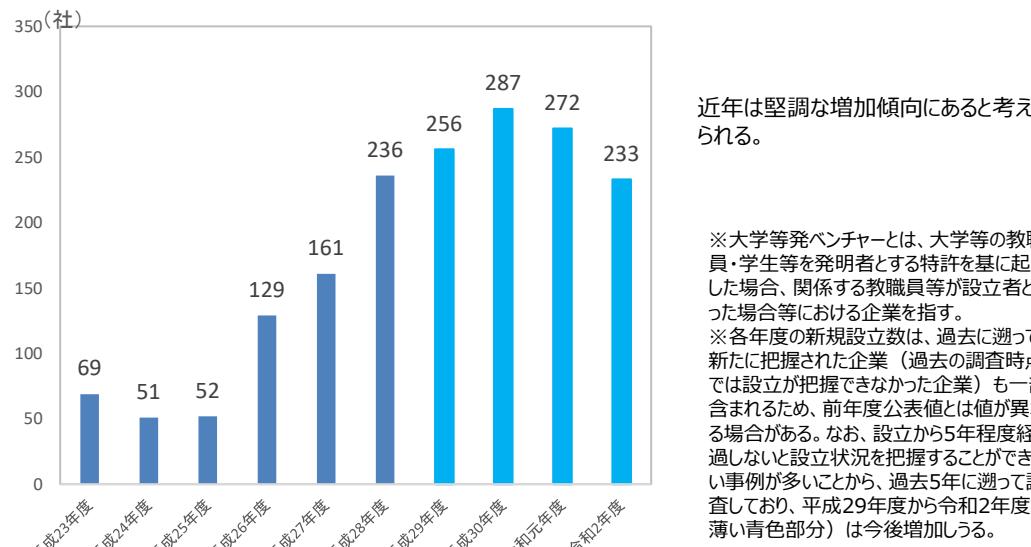
参考指標：産学協働による情報技術人材の育成状況

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成」事業において構築した教育プログラムの修了者数及び参加校数



事業実施期間にわたり、教育プログラム修了者数、参画校数（大学及び高等専門学校）ともに目標値を上回る実績値を維持し、合計4,156名の修了者を輩出。

参考指標：大学等発ベンチャーの設立数



文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

各施策の進捗について

●大学院教育改革の推進

- 平成30年度より、卓越大学院プログラム事業（17大学・30プログラム）の実施により、各大学が自身の強みを核に、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の学位プログラムの構築を通じて、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成を進める取組を支援した。
- 平成31年1月に中央教育審議会大学分科会において、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」が取りまとめられ、これを踏まえ、「三つの方針」を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、既存の経済的支援の有効活用や学生等の不安解消等に向けた「学校教育法施行規則」及び「大学院設置基準」の改正が行われた。

●若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活用促進

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、
 - 令和3年度より博士後期課程学生への経済的支援を抜本的に拡充し、従来の約2倍にあたる規模の支援を実施
 - 若手研究者を中心に、最長10年間の安定した研究資金と研究に専念できる環境の確保を一体的に支援する「創発的研究支援事業」について、令和3年度までに2回の公募により511名の挑戦的な研究者を採択し、順次研究を開始
 - 国立大学における、人事給与マネジメント改革の実施状況に応じた運営費交付金の配分を実施
- するなどの取組を推進し、引き続き若手研究者を含む研究人材の育成・確保を図る。

●研究力強化の推進

- イノベーションの源泉である研究力を強化するため、第6期科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの創設、独創的・挑戦的な研究課題を支援する科学研究費助成事業における新興・融合研究や国際共同研究の支援の強化、国際頭脳循環のハブ拠点形成の推進などの取組を行った。

●高等専門学校における技術者教育の推進

- 高等専門学校では、他分野との連携強化、社会ニーズを踏まえた教育、海外で活躍できる能力の向上等の取組を通じて、専門的・実践的な技術者育成の推進を行った。

目標（8）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。

各施策の進歩について

●優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

- ・先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）」に指定し、生徒の科学的な探究能力等を培い、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図っている。また、SSHの取組の成果を展開・普及することを目的とした「認定枠」を令和4年度より創設。また、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等について専門的な検討を行うことを目的として、令和3年度に有識者会議を設置し、令和3年12月に取りまとめた「論点整理」に沿って引き続き議論を進めている。
- ・突出した意欲・能力を持つ児童・生徒を対象とした特別な育成プログラムを実施する大学等を支援する「グローバルサイエンスキャンパス」や「ジュニアドクター育成塾」を実施している。また、国内外の学生・生徒が切磋琢磨する機会の充実のため、国際科学技術コンテスト等を推進。
- ・高等学校において、普通科改革や教科等横断的な学びを加速化させ、イノベーション人材として必要な課題探究能力の醸成を促進し、専門高校において産業界他関係者と一緒にとしたカリキュラム刷新・実践を推進し、新時代に対応した高等学校教育改革の実現に取り組む。
- ・上記の成果が大学入学者選抜において適切に評価されるよう、多面的・総合的な評価を推進する観点から、令和3年度大学入学者選抜実施要項において必要な見直しを行うとともに、入学者の多様性を確保する観点から、令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しを予告した（令和3年7月）。

●IT・データ活用能力の育成

- ・2022年度より、新しい高等学校学習指導要領が実施され、高等学校情報科において全ての生徒がプログラミング、データベースなどの基礎を学習することになることを踏まえ、指導体

進歩の総括

修士課程修了者の博士課程等への進学率は若干増加したものの、中期的なトレンドとしては低下傾向にある。また、大学等発ベンチャーの設立数は増加傾向にあると考えられる。目標に向けた施策としては、卓越大学院プログラム事業の実施や大学分科会審議まとめを踏まえた大学院に関する制度改正等による大学院教育改革の推進、博士後期課程学生への経済的支援の抜本的拡充、「創発的研究支援事業」の実施、大学ファンドの創設や科研費支援の強化等による研究力強化の推進、高等専門学校における技術者教育の推進、高等学校段階における「スーパー・サイエンス・ハイスクール」や大学を支援する「グローバルサイエンスキャンパス」の実施等による優れた才能・個性を伸ばす教育の推進、IT・データ活用能力やアントレプレナーシップ育成のための取組等を行った。

課題とその対応

修士課程修了者の博士課程等への進学率の低下傾向や、諸外国として修士・博士の学位取得者割合が低い現状が課題として挙げられる。今般、博士後期課程学生に対する経済的支援は抜本的な拡充が図られたところであり、今後は引き続き博士後期課程学生への経済的支援を着実に実施することに加え、大学院教育の体質改善に向けた学位プログラムとしての大学院教育の確立や博士後期課程修了者の進路確保・キャリアパスの多様化等に向けた取組を推進する。

制の充実に向けてオンラインの活用を含む複数校指導や外部人材の活用の推進に関する手引きを公表した。

・また、文部科学省のホームページのリニューアルや動画の作成を行っているところであり、これらの情報と合わせて、複数校指導、外部人材活用に関する周知も含む高等学校情報科の指導体制の充実について、学校設置者に対して通知を発出予定。

高等教育段階においては、複数の工学の専攻分野を横断した教育課程の実施に向けた柔軟な教育体制の構築や、学部と大学院との連続性に配慮した教育課程における工学以外の専攻分野の学修及び企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育の実施を促進するため、大学設置基準等の改正を実施（平成30年6月施行、また本改正踏まえ、令和2年4月以降、4大学において分野を横断した学部改組を実施）。また、数理・データサイエンス・AIのモデルカリキュラムを全国の大学等へ普及とともに、大学等において実施する教育プログラムを認定する制度を構築し、令和3年度より認定を実施した。

●新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成

- ・新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成や小・中学校等において起業体験を行うモデルを構築するため、「小・中学校等における起業体験推進事業」を実施した。令和4年度より、起業体験活動の先進事例の収集対象を高等学校等にも拡大し、全国へのさらなる普及を図る。高等教育段階では、新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成のために、次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）において、複数の大学が連携したコンソーシアムに対して、アントレプレナー育成のための実践プログラムの開発やそのために必要なネットワーク構築・体制整備等を支援してきた。今後は、令和3年度より開始したスタートアップ・エコシステム拠点都市における、実践的なアントレプレナーシップ教育も含めた総合的な環境整備への支援や、全国の大学に好事例の横展開等を行うことにより、更なる受講者の裾野拡大等を行う。

目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

各指標の状況について

測定指標：これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を

- ①仕事や就職の上で生かしている者の割合の向上
- ②家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
- ③地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上（後掲）



内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年7月）、
内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」（平成27年12月）

- ・平成30年度には、平成27年度に比べ、①と②の割合は増加している一方、③の割合は少し低下している。
- ・①と②が伸びていることにより、必要な知識・技能・経験を身に付ける「学び」と、仕事や家庭、日常生活等の「活動」の循環の形成に寄与していると考えられる。
- ・一方、③が低下していることは、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、地域や社会での活動に参加する者が減っていることが背景にあると考えられる。

各施策の進捗について

● 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

- ・若者が男女共同参画の視点に立ち、自らの将来や社会において果たす役割などを含めたライフキャリアについて考える機会を充実させるために、具体的な事例や研修例等について検証を行い、教材を作成した。また、男女の尊重やアンコンシャスバイアス解消の理解を深める教育プログラムを作成した。（目標（2）再掲）
- ・総務省等と連携しながら、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会全体で子供たちの発達段階に応じた主権者教育が実施されるよう取り組んでいる。令和元年度には、青少年団体等を対象とした主権者教育プログラムに関する実証事業を実施した。また、令和2年度には、主権者教育に関するシンポジウムを開催した。
- ・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、更なる充実を図った消費者教育に関する内容について、その趣旨の周知を図った。また、消費者教育連携・協働推進全国協議会（消費者教育フェスタ）等を通じて、消費者行政部局や教育部局をはじめ、消費生活相談員や弁護士等の専門家の知見等も活用しつつ、実践的な消費者教育の取組が推進されるよう、多様な主体による連携・協働体制作りを支援している。（目標（2）再掲）
- ・セーフティプロモーション等の考え方に基づく防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体制の構築、教職員に対する研修の実施に対して支援している。
- ・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成することについて規定しており、その趣旨の周知を図った。

● 女性活躍推進のためのリカレント教育の強化

- ・これまで多様な年代の社会参画で女性の社会参画を推進するため、大学等で連携を行うことで、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実、学習プログラムの開発など、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発、普及啓発を実施してきた。また、大学等における保育環境の整備状況等について把握するとともに、保育環境整備の事例調査を行い、課題や成果等を取りまとめるとともに、優良事例などについても全国に普及を行った。
- ・今後は、大学等を中心とした取り組みではカバーできなかった、地方公共団体の取り組みを促進するため、住民に近い立場から男女共同参画センターを中心とした地域の拠点を活用した学習プログラムの開発や普及啓発に取り組む。

目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

各施策の進捗について

●高齢者等の生涯学習の推進

・高齢者を含め、全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取組など各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備してきた。生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施等を引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進するほか、テレビ・ラジオ放送やインターネット等の身近なメディアを効果的に活用して、放送大学での大学教育の機会を幅広く国民に提供していく。

●若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

・国民の誰もがスポーツに親しむことができるよう、地方自治体や関係団体と連携したスポーツ機会の提供や、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業の実施、総合型地域スポーツクラブの登録認証制度の整備等を実施してきた。今後も、地域における運動・スポーツを習慣的に実施するための取組の支援や幼児期からの運動習慣形成に向けた取組等も含め、国民のスポーツ実施率の向上を目指して、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進に取り組む。

●生涯を通じた文化芸術活動の推進

・日本の美を国内外に発信する「日本博」の実施や自治体における文化芸術事業の支援、文化芸術団体の活動に対する支援や各地の劇場・音楽堂等の機能強化等を通じ、広く国民の文化芸術鑑賞機会の拡大を推進した。また、国民文化祭や高校総合文化祭の開催等により、文化芸術活動への参加機会の充実を図った。新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術活動の状況は大幅に落ち込んだが、コロナ禍で傷ついた状況からの回復及び更なる発展を図るため、上記のような取組を引き続き着実に実施する。

●生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

・平成29年10月に文部科学省でとりまとめた「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」に基づき、自己評価の実施を促進するとともに、NPO法人全国検定振興機構において、平成31年度に「検定試験の第三者評価に関する調査研究」を行い、これを踏まえ、第三者評価を開始。今後も自己評価及び第三者評価の促進により検定試験の質の向上に取り組む。

進捗の総括

これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を仕事や就職上で生かしている者、及び家庭・日常の生活に生かしている者の割合はそれぞれ向上しており、「学び」と「活動」の循環の形成がなされていることがうかがえる。目標に向けた施策としては、主権者教育や消費者教育といった現代的・社会的な課題に対応した学習の推進、女性活躍推進のためのリカレント教育の強化、全ての人々の生涯を通じた学習やスポーツ、文化芸術活動の推進、学習成果の適切な評価・活用のための環境整備を行った。

課題とその対応

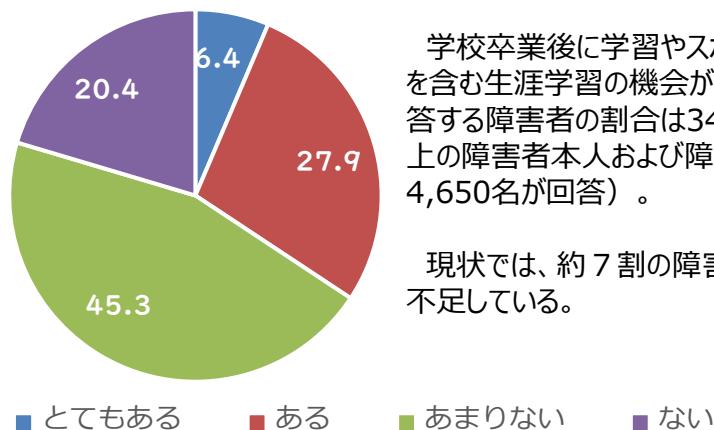
人生100年時代においてマルチステージの生き方が志向される中で、高齢者を含めた全ての人々がそれぞれのニーズに応じた学びを可能にするため、ICTの活用などによる柔軟な学びの機会の一層の充実を図るとともに、特に高度な学習内容については、大学や専門学校等におけるリカレント教育を積極的に推進していく必要がある。新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ文化芸術活動については、文化芸術事業や文化芸術団体の活動に対する支援等により、国民の文化芸術鑑賞機会の拡大を推進する。

目標（13）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

各指標の状況について

参考指標：学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

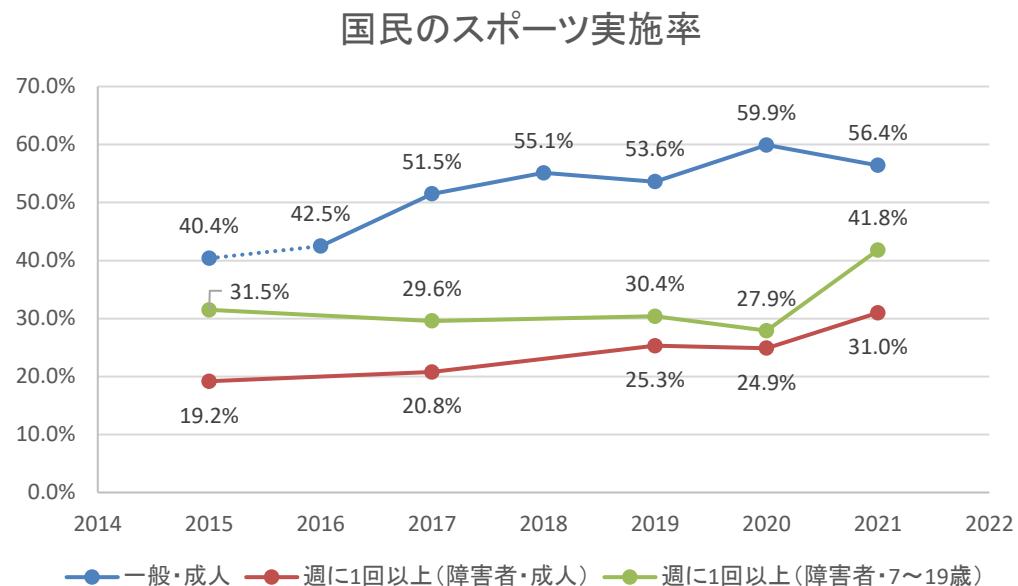


文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」（平成31年3月）

「文化や芸術」に触れる場や学習プログラムは身近にある 30.7%
「身体を動かす」場や学習プログラムは身近にある 33.7%
「仲間と学び合う」場や学習プログラムは身近にある 28.3%

また、同調査において、共生社会の実現に向けて、障害者の学習機会が充実されることについて、81.1%が賛同している。

参考指標：障害のある方のスポーツ実施率の推移（週1回以上）



令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」及び「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、障害のある方が気軽にスポーツに親しめる環境の整備等が十分ではないため、一般の成人と比べると大きく下回っている。

目標（13）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

各施策の進捗について

●学校卒業後における障害者の学びの支援

・学校卒業後の障害者の生涯学習機会を拡充するため、平成30年度より実践研究事業を開始し、市区町村や民間団体等による効果的な生涯学習プログラムの開発や都道府県による生涯学習支援体制の構築等に関するモデル事業を実施し、共生社会コンファレンス等の開催により成果普及等を行った。これらの取組のさらなる横展開と、地方公共団体が自らの責務として障害者の生涯学習支援に取り組むための体制整備や人材育成が今後の課題である。

●地域学校協働活動の推進【一部再掲】

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進により、特別支援学校等を含めた取組に対する財政支援やパンフレット、フォーラム、大臣表彰等による普及・啓発活動を行い、全国的に実施状況が伸びている。一方で、取組状況には自治体間格差・学校種間格差が見られることから、引き続き導入の加速化や内容の充実に取り組む。

●切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部後掲】

・障害のある子供の切れ目ない支援を進めるため、連携支援教育コーディネーターの配置等に係る経費を確保するとともに、教育、福祉、医療等の連携に向け、平成30年に学校教育法施行規則を一部改正し、個別の教育支援計画の作成に当たって、学校が医療・福祉・保健等の関係機関と情報共有を図ることを義務付けるなど、関係機関の連携も強化した。今後は、こうした取組を通じ関係機関の連携の強化が図られるよう、周知や必要な予算の確保に努める。

●大学等における学生支援の充実

・令和2年度より「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」を開始し、複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、組織的なアプローチによる障害のある学生への修学・就職支援を促進している。今後も設置主体を問わず、各大学等に対する適切な支援に努めるとともに、障害学生支援の更なる充実を促していく。放送大学においては、引き続き、印刷教材のテキストデータの提供、テレビ科目やオンライン授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援の充実を図っていく。

●障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

・平成30年度より、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を図る取組や特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す取組等を実施した。障害者のスポーツ実施率は、一般と比べると大きな隔たりがあることから、引き続き障害の有無にかかわらずスポーツに親しめる環境づくり等を進めていく。

・文化芸術団体や自治体等が行う障害者の文化芸術活動の創造・発表の機会の確保や障害者が芸術作品を鑑賞・体験しやすい環境づくりの取組を推進するとともに、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作への支援等を行った。今後、これまでの成果を全国に普及・展開するためのプログラム開発や支援人材育成等に取り組む。

進捗の総括

学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の機会が確保されていると回答する障害者は約3割であり、約7割の障害者の生涯学習機会が不足している状況である。目標に向けた施策としては、障害者の生涯学習機会の拡充のためのモデル事業等の実施や、地域学校協働活動の推進、関係機関の連携強化、障害のある学生の修学・就職支援の促進、スポーツや文化芸術に親しめる環境づくりの推進を行った。

課題とその対応

障害者の生涯学習機会が不足している現状の改善に向けて、効果的なプログラムの開発や支援体制の構築等に関するモデル事業の成果を横展開することにより、地方公共団体における主体的な体制整備や人材育成の取組を促す必要がある。障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、一般の成人と比べると下回っていることから、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、文化芸術活動についても、あらゆる地域で文化芸術活動に触れ、表現活動を行うことができる環境を整備する。

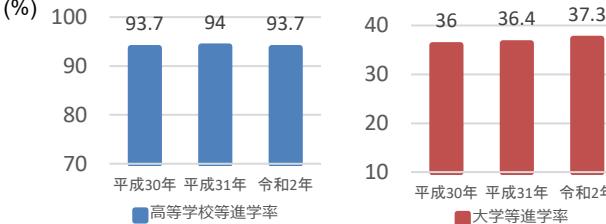
目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念する事がないよう、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

各指標の状況について

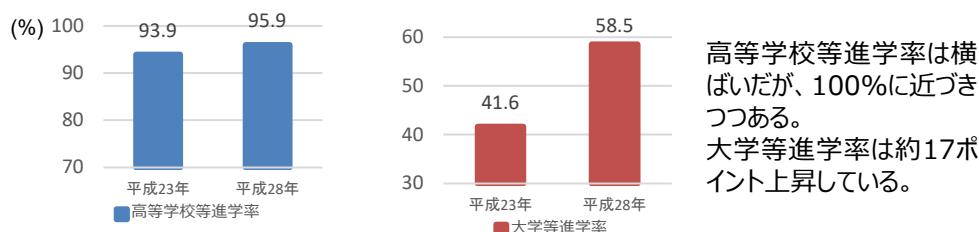
測定指標：生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善

<生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率、大学等進学率>



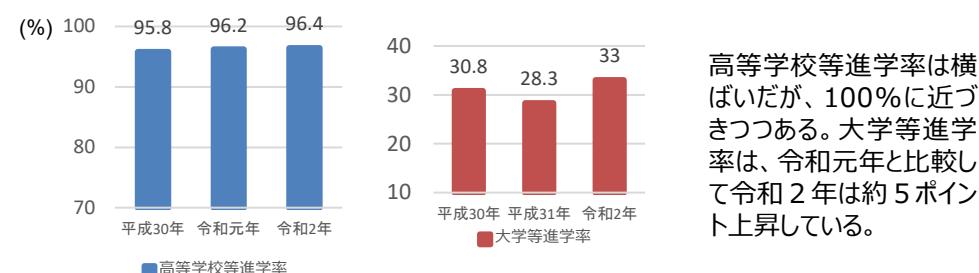
高等学校等進学率は横ばい、大学等進学率も横ばいだが若干上昇傾向にある。

<ひとり親家庭の子供の高等学校進学率、大学等進学率>



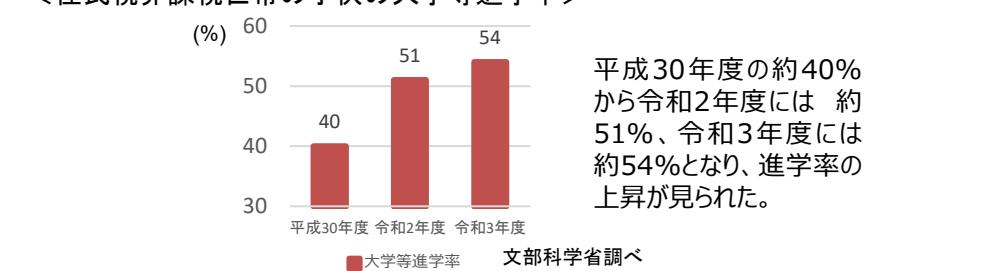
高等学校等進学率は横ばいだが、100%に近づつつある。大学等進学率は約17ポイント上昇している。

<児童養護施設の子供の高等学校進学率、大学等進学率>



高等学校等進学率は横ばいだが、100%に近づつつある。大学等進学率は、令和元年と比較して令和2年は約5ポイント上昇している。

<住民税非課税世帯の子供の大学等進学率>

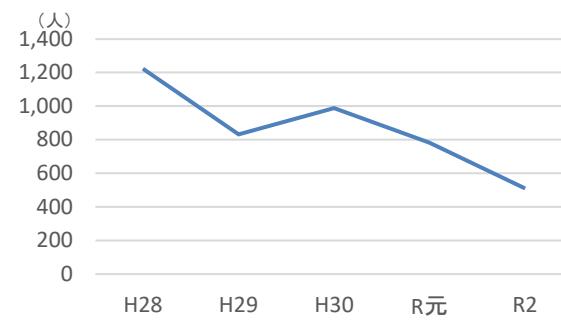


平成30年度の約40%から令和2年度には約51%、令和3年度には約54%となり、進学率の上昇が見られた。

測定指標：経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少

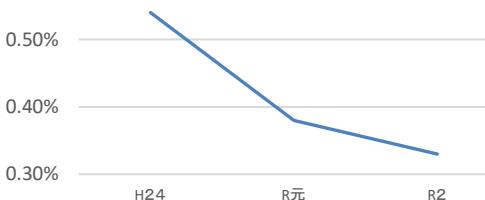
高校、大学、専門学校を通じ、経済的理由による不本意な中退を可能な限り減少させていくことは依然として課題である。

<(高校)経済的理由による中途退学者数の推移(国公私立合計)>



経済的な理由による高校中退者数は平成28年度以降減少し、改善傾向にある。

<(大学)学生数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移(国公私立合計)>



経済的な理由による大学中退率は平成24年度以降減少傾向にある。

<(専門学校)生徒数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移>



経済的な理由による専門学校生中退者数は平成28年度以降減少傾向にある。

文部科学省「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念する事がないよう、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

各施策の進捗について

●教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・教育費の負担軽減に向け、小学校就学前段階においては、令和元年10月より、3～5歳の児童教育・保育の無償化措置を開始した。
- ・義務教育段階においては、就学援助制度を引き続き実施した。また、私立小中学校等へ通う児童生徒への経済的支援について、平成29年度から5年間行った実証事業の結果を踏まえ、令和4年度からは家計急変後の継続的な学びを私学助成を通じて支援している。
- ・後期中等教育段階においては、引き続き高等学校等就学支援金による授業料の支援や、高校生等奨学給付金による授業料以外の教育費の負担軽減を図っており、特に、令和2年4月より、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を開始した。
- ・高等教育段階においては、引き続き貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与を実施。これに加え、令和元年に成立した「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、令和2年4月より、住民税非課税世帯等の学生等を対象とする授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度を開始した。制度導入前後の住民税非課税世帯の進学率の推計値として、導入前の平成30年度の約40%から導入後の令和2年度には51%、令和3年度には約54%となり、進学率の上昇が見られた。
- ・各教育段階における教育費の負担軽減を図るため、これらの施策を引き続き安定的に実施するとともに、各施策の周知・利用促進のための施策に不断に取り組み続けることが必要である。

●学校教育における学力保証・進路支援、福祉関係機関等との連携強化

- ・貧困等に起因する学力課題の解消のための加配定数を措置した。また、平成30年度に全国学力・学習状況調査（保護者に対する調査）の結果を活用し、家庭の社会経済的背景と学力の関係や学力向上に効果的な学校等の取組に関する調査研究を実施した。
- ・令和元年度予算において、スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置に係る予算を計上するとともに、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置に係る経費を計上するなど、教育相談体制の充実を図った。福祉部門と教育部門との連携強化のための情報連携については、令和3年4月に内閣府に設置された「貧困を抱える子供を支援するためのデータ連携に関する研究会」や令和3年11月にデジタル庁に設置された「子どもに関する情報・データ連携副大臣PT」において、在り方が議論され、デジタル庁を中心に関係省庁が連携して実証事業を実施している。
- ・高校生の中退防止の取組としては、前述の経済的支援や教育相談体制の充実を行っているほか、大学等においては日本学生支援機構等と連携して、大学等の学生支援担当教職員向けに、学生のメンタルヘルス等に関するセミナー・ワークショップを実施し、学生相談に関する理解と各大学等の関係者間の連携を促進している。

●地域の教育資源の活用

- ・経済的な理由や家庭の状況等に関わらず、全ての小・中・高校生を対象とした、放課後等の学習支援や体験活動等の充実のため、地域住民等の協力等を得て行う地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な取組に対する財政支援やパンフレット、フォーラム、大臣表彰等による普及・啓発活動を行い、全国的に実施状況が伸びている。一方で、取組状況には自治体間格差・学校種間格差が見られることから、引き続き導入の加速化や内容の充実に取り組む。
- ・読書習慣の形成に向けて公立図書館においては読み聞かせ会やビブリオバトルなどの取組が実施されており、今後はコロナ禍を踏まえた図書館のデジタル化の推進に取り組む。
- ・「全国家庭教育支援研究協議会」等の開催により、「家庭教育支援チーム」を含めた地方公共団体の家庭教育支援に関する好事例を普及・啓発している。

●学校給食及び食育の推進【一部再掲】

- ・子供たちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、指導の手引や教材を作成・配付したほか、学校給食における地場産物の使用促進のための取組等を実施している。一方、栄養教諭の配置に地域差があることから、今後とも、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への任用換えを促進していく。（目標（3）一部再掲）

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念する事がないよう、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

各施策の進捗について

●へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援

・「へき地児童生徒援助費等補助金」により、へき地、過疎地域等におけるスクールバス・ボートの購入費等の支援を行った。また、高等学校が設置されていない離島から高等学校に通学する生徒に対して通学費等の支援を実施した。引き続き、十分な予算を確保していく。

●東日本大震災をはじめとした災害への対応

・被災した児童生徒等に対するきめ細かなケアのため、被災自治体の要望を踏まえつつ、教員やスクールカウンセラーの配置を行った。また被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施した。

・また、福島県においては再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、魅力ある教育環境づくりのために、特色ある教育活動の支援を行っている。

参考指標：大学進学率の地域間格差について、地理的状況、経済的状況、県内・近隣圏域における就職可能性などの要素を総合的に分析して、地域ごとの課題を把握し、対処していくためのフォローアップの手法を開発。

【再掲の施策群】

- 体験活動や読書活動の充実
- 伝統や文化等に関する教育の推進
- 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- 学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

進捗の総括

児童養護施設やひとり親家庭、非課税世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者が減少した。目標に向けた施策として、小学校就学前段階における3～5歳の幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金の支給上限額の引き上げ、高等教育修学支援新制度が実施され、大幅な教育費の負担軽減が図られた。また、家庭の経済状況や地理的条件にかかわらず子供の学びを支援できるよう、福祉機関等との連携強化や地域の教育資源の活用の推進を行ったほか、へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援を実施した。

課題とその対応

教育費負担軽減は支援の大幅な拡充が図られたところであるが、依然として不本意な中退者や制度を知らない者も存在することから、各施策の周知・利用促進のための施策に不斷に取り組む。更なる負担軽減策の展開については施策の効果を踏まえて、引き続き検討する。

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

各指標の状況について

測定指標：幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加

(個別の指導計画作成率) (個別の教育支援計画作成率)

H28年度	81.9%	H28年度	75.7%	両計画ともに作成率は年々上昇している。
H29年度	82.6%	H29年度	77.1%	
H30年度	90.9%	H30年度	84.8%	

文部科学省「特別支援教育に関する調査」

測定指標：小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加

(義務教育段階) (高等学校段階)

	小学校	中学校	計	高等学校	
H28	87,928	10,383	98,311	H28	-
H29	96,996	11,950	108,946	H29	-
H30	108,306	14,281	122,587	H30	508
R1	116,633	16,765	133,398	R1	787

文部科学省「通級による指導実施状況調査」

測定指標：・学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

	不登校児童生徒数	学校内・外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数	割合
28年度	133,683	33,451	25.0%
29年度	144,031	34,096	23.7%
30年度	164,528	45,172	27.5%
元年度	181,272	53,393	29.5%
2年度	196,127	67,294	34.3%

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

各施策の進捗について

●特別支援教育の推進

- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用が着実に進み、一人一人の教育的ニーズに応じた指導が促進された。（平成29年度学習指導要領改訂により、通級対象の子供への作成も義務付けられた。）
- ・平成30年度より、高校段階でも通級を制度化した。今後、自治体や各学校の活用状況も踏まえ、更なる活用を促す。
- ・教育、福祉、医療等の連携に向け、平成30年に学校教育法施行規則を一部改正し、個別の教育支援計画の作成に当たって、学校が医療・福祉・保健等の関係機関と情報共有を図ることを義務付けた。
- ・教職員の障害理解の促進に向け、令和元年度からの小・中・高等学校等の新しい教職課程において、特別支援教育に関する科目を1単位以上必修とともに、特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向け、検討会議を設置し議論を行った。

●不登校児童生徒の教育機会の確保

- ・不登校児童生徒の個々の状況に応じた、学校以外の場における支援体制の整備に向けた調査研究を実施し、その成果も踏まえ、令和2年度より、民間団体等との協議会の設置や、教育支援センターを中心とした教育委員会等と関係機関や民間団体との連携体制整備に係る支援事業を行っている。
- ・また、学校の教職員やスクールカウンセラーによる支援はもとより、電話やSNS等を活用した相談体制の充実にも取り組んでいる。

●夜間中学の設置・充実

- ・教育機会確保法及び第3期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進しており、令和4年4月現在、15都道府県34市区に40校設置されている。引き続き全ての都道府県・指定都市に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう、自治体の取組を促していく。

●高校中退者等に対する支援

- ・高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組の支援を実施している。今後とも、支援の継続及び取組の全国展開を図っていく。

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

各施策の進捗について

●高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上

- ・定時制・通信制課程において、不登校経験のある生徒、特別な支援が必要な生徒、外国籍の生徒など、多様な生徒に応じて卒業後の進路を見据えたカリキュラムの研究開発を実施するとともに多様な学習ニーズに応じながらICTを効果的に利活用した指導・評価等の実践研究を行う。
- ・また、高等学校の通信制課程の質の確保・向上のため令和3年3月に省令改正を行った。引き続き有識者会議等において更なる検討を進めている。

●海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進

- ・「在外教育施設未来戦略2030」を策定し、在外教育施設の環境整備等を着実に実施。
- 特別の教育課程編成・実施の促進のため、日本語指導のための教員定数の基礎定数化を計画的に実施するとともに、外部人材配置等の日本語指導体制整備を補助事業により推進。また、教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣等を継続。

●地域における外国人に対する日本語教育の推進

- ・令和元年の「日本語教育の推進に関する法律」施行を受け、都道府県等への支援を通じ、令和3年度には42自治体で日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりが行われるなど一定の進捗があった。更なる取組みの拡大に向けては、地域日本語教育コーディネーター等の人材確保や、カリキュラム開発、未着手の自治体における取組を進める必要がある。

進捗の総括

個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち実際に作成されている児童等の割合、及び小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は増加した。学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合は減少している。目標に向けた施策として、学習指導要領改訂による通級対象の子供への個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成義務付け、教職課程における特別支援に関する科目の必修化、不登校児童生徒の教育機会の確保に向けた民間団体等との協議会の設置や連携体制整備に係る支援事業の実施、夜間中学の設置等に向けた支援、高校中退者等に対する支援、定時制・通信制課程の質の確保・向上、外国人児童生徒等への教育推進等の取組を行った。また、地域における外国人に対する日本語教育の推進については、42自治体において必要な支援を行った。

課題とその対応

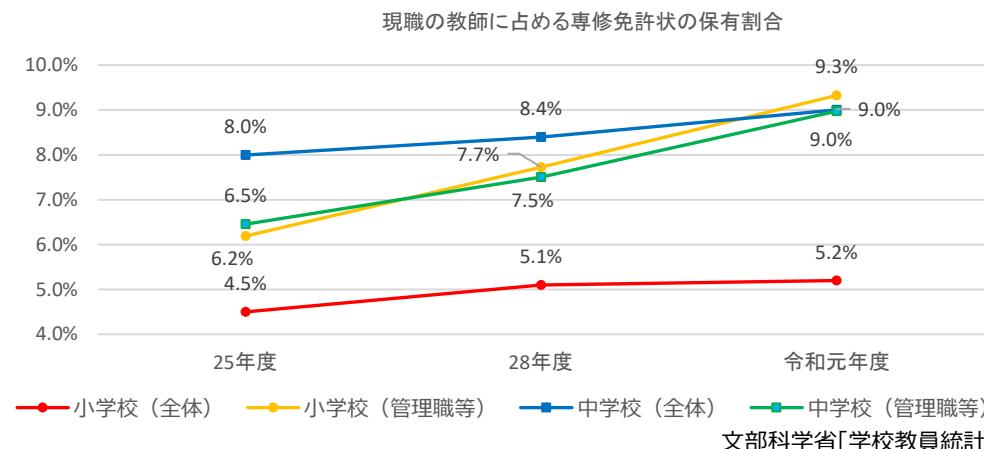
子供たちの多様化が進む中で、家庭の社会経済的な背景や障害の状態や特性および心身の発達の状況、日本語の能力などに応じ、一人一人の教育的ニーズを把握して可能性を伸ばしていくことが課題となっている。不登校、障害（病気療養等を含む）、日本語指導を要するなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対し、ICTの活用も含め、関係機関とも連携したきめ細かな支援や個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供に取り組む。また、地域における外国人に対する日本語教育の推進のため、自治体における日本語教育のさらなる充実を図る。

目標（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

教師の養成、採用、研修の充実や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実、専門スタッフとの連携・分担体制構築等を通じて、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる持続可能な学校指導体制を整備する。

各指標の状況について

測定指標：現職の教師（特に管理職等）に占める当該学校種類に相当する専修免許状保持者の割合の改善



専修免許状保持者の割合は増加傾向にあり、特に管理職においては全体と比較して上がり幅が大きいことから、優れた資質能力を有する教師や学校指導体制の確保に一定の成果が認められる。

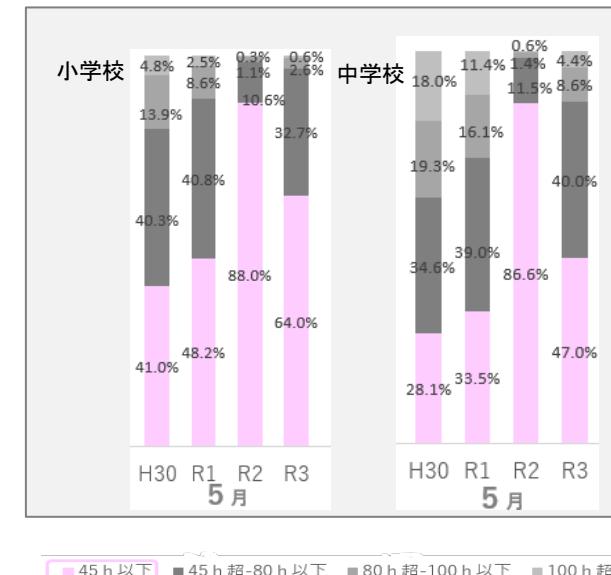
測定指標：特別免許状の授与件数（特に小中学校）の改善



特別免許状の授与件数は増加傾向にあり、小中学校についても第3期基本計画の策定期と比較して増加している。

H28授与:186（小中49）→ R1授与 :227（小中77） 文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

測定指標：小中学校の教師の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮



教師の学内総勤務時間については、令和4年度実施の公立小・中学校等教員勤務実態調査で把握。なお、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果では、時間外勤務が月45時間以下である者の割合が平成30年度以降増加しており、一定程度改善傾向。

文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

※「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」のH30以降の各年度5月における時間外勤務の比較（数値は回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足しあげた上で、回答教育委員会数で割ったもの。集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値。）
※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

測定指標：小中学校の教師の1日当たりの事務時間（平均）の短縮

教師の1日当たりの事務時間（平均）については、令和4年度実施の公立小・中学校等教員勤務実態調査で把握することとしている。

目標（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

教師の養成、採用、研修の充実や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実、専門スタッフとの連携・分担体制構築等を通じて、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる持続可能な学校指導体制を整備する。

各施策の進捗及び今後の課題について

●教職員指導体制・指導環境の整備

- ・令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に段階的に引き下げることとした。また、小学校高学年における教科担任制の推進等のための定数改善を図っているところであり、引き続き、学校の指導体制の強化・充実に取り組む。
- ・学校における働き方改革について、時間外勤務は平成30年度以降、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き、上記の教職員定数の改善のほか、教員業務支援員やSC、SSW等をはじめとする支援スタッフの充実、部活動改革等、教師の負担軽減のための様々な施策を総合的に講じていく。

●これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上

- ・昨今学校現場で必要とされる知識・技能を教職課程で修得できるよう、ICTを用いた指導法や特別支援教育等の内容を教職課程における必修内容として明確化するとともに、全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化した教職課程コアカリキュラムを策定・これを踏まえた審査を行い、令和元年度からは全国で新たな教職課程が開始された。
- ・各教育委員会における教師の採用に係る好事例を横展開するとともに、計画的な教員採用や指針の改訂により特別免許状等を活用した社会人等の登用を促した。
- ・現職教師の資質能力の向上について、校長及び教員の資質の向上に関する指標に基づく全国的な取組等を促進した。さらに、教職員支援機構と連携し、校内研修に活用できるオンラインコンテンツの開発・提供等を行った。また、これまでの教員免許更新制の成果を継承しつつ、教師の研修を充実し、新たな教師の学びの姿を実現するための改正法案を国会へ提出了。
- ・教職員評価や優秀教職員表彰、指導が不適切な教師に対する指導改善研修、教職員のメンタルヘルス対策等、適切な人事管理について各教育委員会に対して必要な指導を行った。

進捗の総括

現職の教師（特に管理職）に占める専修免許状保持者の割合及び特別免許状（特に小中学校）の授与件数は増加傾向にある。また、教師の時間外勤務についても一定程度改善傾向にあるが、1日当たりの事務時間（平均）については令和4年度調査で把握することとしている。目標に向けた施策として、法律改正による公立小学校の学級編制の標準の40人から35人への段階的な引き下げ、小学校高学年における教科担任制の推進のための定数改善、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を始めとする支援スタッフの充実、部活動改革などの教師の負担軽減のための取組を実施するとともに、ICT等を用いた指導法や特別支援教育等の教職課程における必修内容明確化、採用好事例の横展開、社会人等の登用の促進、教職員支援機構との連携によるオンライン研修コンテンツの開発・提供などの教師の資質向上のための取組を実施した。

課題とその対応

学校における働き方改革の成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、採用倍率の低下や教師不足の深刻化といった課題も生じている。学校指導体制の整備に向けて、公立小学校における35人学級の計画的整備や支援スタッフの充実を着実に実施するとともに、小学校35人学級の効果の実証的な分析・検証等を行ったうえで学校の望ましい指導体制の在り方の検討を進める。また、学校における働き方改革に係る様々な施策を総合的に推進しつつ、本年度実施予定の勤務実態調査の結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含め検討する。

また、教師の資質能力向上のための取組や外部人材活用を含む教職員組織の構築、計画的な教員採用・人事配置を促進するとともに、教師の人材確保のための情報収集・好事例の横展開に引き続き取り組む。

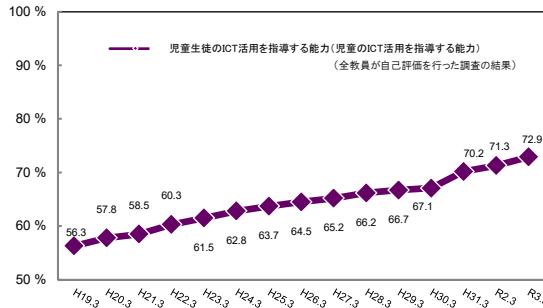
目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理理解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。

高等教育段階について、教育の質向上の観点からICTの利活用を積極的に推進する。また、ICTの活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

各指標の状況について

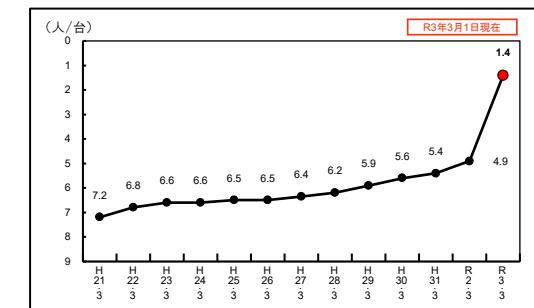
測定指標：教師のICT活用指導力の改善（児童生徒のICT活用を指導する能力）



チェックリストの改訂により評価項目等が変更されたため、平成30年3月と平成31年3月の調査は、単純な比較ができないものの、毎年上昇しており、令和3年3月時点では72.9%となった。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

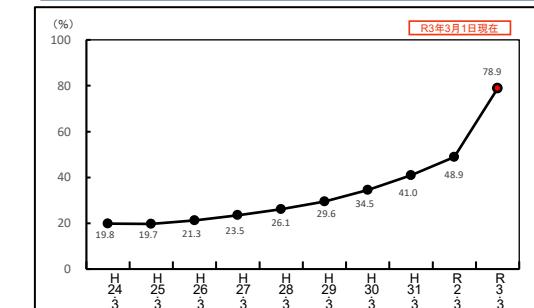
測定指標：学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備



学習者用コンピュータの整備率は平成29年度には児童生徒5.6人に1台であり、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に基づき整備が進められていたが、GIGAスクール構想によって飛躍的に整備が促進され、令和2年度には児童生徒1.4人に1台となった。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

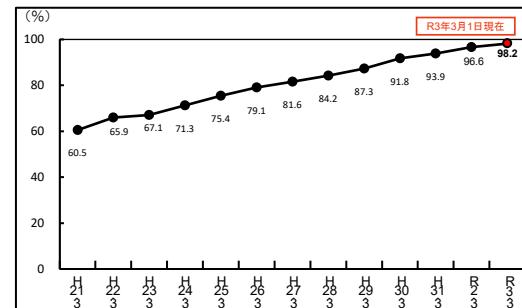
測定指標：普通教室における無線LANの100%整備



普通教室における無線LANの整備率は平成29年度は34.5%だったが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画及びGIGAスクール構想により整備が促進され、令和2年度には78.9%に達した。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：超高速インターネットの100%整備

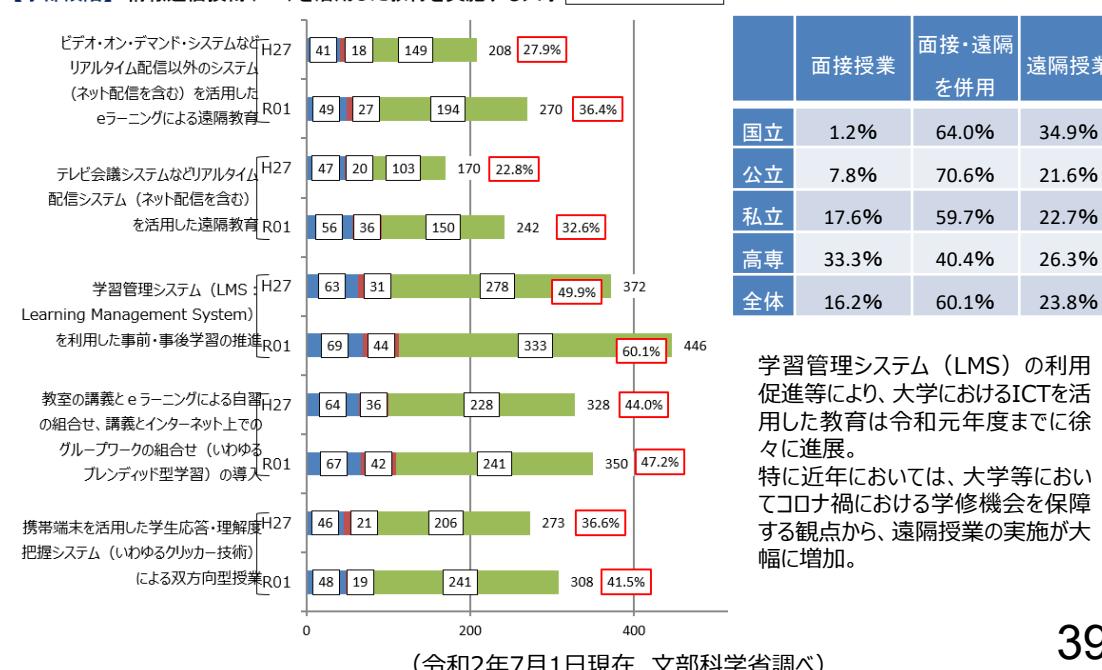


30Mbps以上※のインターネット接続率は平成29年度には91.8%だったが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画及びGIGAスクール構想により整備が促進され、令和2年度には98.2%となった。
※基本計画制定当時の超高速インターネットの定義

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：ICTを活用した教育を実施する大学の割合の改善

【学部段階】情報通信技術(ICT)を活用した教育を実施する大学



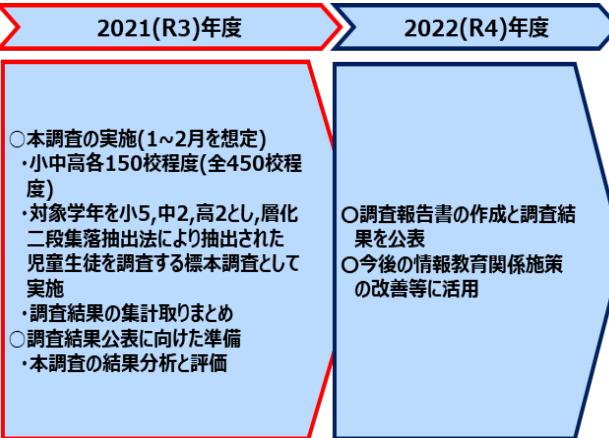
目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理 解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。

高等教育段階について、教育の質向上の観点からICTの利活用を積極的に推進する。また、ICTの活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

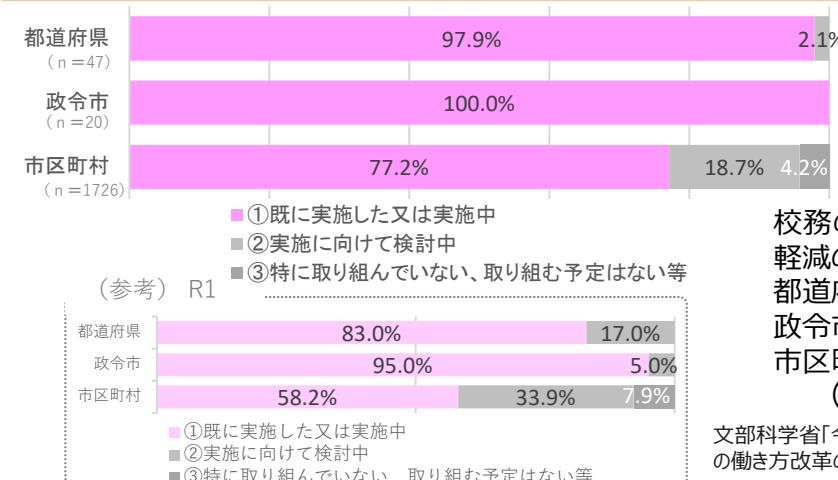
各指標の状況について

参考指標：児童生徒の情報活用能力



児童生徒の情報活用能力について、令和3年度に小学校第5学年、中学校第2学年、高等学校第2学年を対象に、合計150校（13,500人程度）にCBTで調査を実施した。
(調査結果は令和4年度に公表予定。)

参考指標：校務のICT化による教職員の業務負担軽減の効果



校務のICT化による教職員の負担軽減の取組が進んでいる。
都道府県：83.0%→97.9%
政令市：95.0%→100.0%
市区町村：58.2%→77.2%
(R元→R3の実施率の比較)

文部科学省「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

各施策の進捗について

●情報活用能力の育成

令和2年度から順次実施されている新学習指導要領において、情報活用能力を「学習の基盤となる資質の能力」として位置付け、小・中・高等学校を通じて教科等横断的に育成することとしている。特に令和4年度から順次新しい学習指導要領が実施される高等学校においては、プログラミングやセキュリティ、データベースの基礎などを全ての生徒が学習することとなっており、文部科学省に「高等学校情報科特設ページ」を設け、研修用教材や外部人材の活用に関する資料などを公表しており、関係省庁とも連携しながら指導体制の一層の充実を図る。

●各教科等の指導におけるICT活用の促進

全国の学校において1人1台端末等のICT環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、独立行政法人教職員支援機構と連携した指導者養成研修の充実や、文部科学省に設置した特設チーム「GIGA StuDX（ギガ スタディーエックス）推進チーム」による自治体への個別の伴走支援、「ICT活用教育アドバイザー」による専門的な助言や研修支援など、ブッシュ型の支援を一層充実する。

●校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上

統合型校務支援システムの都道府県単位での共同調達・運用を促進するための実証事業（平成30年・令和元年）や、校務情報と学習記録データを有効につなげ、学びの可視化等を行う実証事業（令和元年）を行い、その成果を普及するためのガイドブック等を作成し、周知。

また、ICTを活用した校務の効率化を推進するため、専門家会議を設置（令和3年12月）して検討し、令和4年度中に結論を得る。

目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理理解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。

高等教育段階について、教育の質向上の観点からICTの利活用を積極的に推進する。また、ICTの活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

各施策の進捗について

●学校のICT環境整備の促進

- 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられるとともに、GIGAスクール構想により令和元年度、令和2年度補正予算に4,819億円が計上され、学校のICT環境整備が飛躍的に進んだ。今後は学校におけるICT活用を支援するため、学校の支援体制の発展・充実を図る。
- 平成29年に策定された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を定期的に見直し、令和元年12月、令和3年5月、令和4年3月に改訂した。
- ICT環境の円滑な活用に向けて、地方公共団体に対する専門的な助言や研修支援を行う「ICT活用教育アドバイザー」の派遣や、学校における教員のICT活用をサポートする「ICT支援員（情報通信技術支援員）」の配置を進めてきたところである。また、令和3年度補正予算及び令和4年度予算に、全国の自治体において「GIGAスクール運営支援センター」の整備を行う経費を計上しており、学校や市区町村を超えた広域的なICT運用支援を行う体制整備に取り組んでいる。
- 大学等に対しては、情報セキュリティ対策を求める通知を発出し取組強化に関する周知徹底に取り組んでいる。また、デジタルを活用した教育の高度化を図る取組のモデル開発と必要な設備投資を支援している。

●大学におけるICTを利活用した教育の推進

- 学習管理システム（LMS）の導入やVRを用いた遠隔の実験・実習の実現など、デジタル技術を積極的に取り入れ、学修者本位の教育の実現や学びの質の向上に資する取組における環境を整備するとともに、教育手法の開発を行い、その成果や好事例の普及に取り組んでいる。

●ICTの活用による生涯を通じた学習の推進

- 放送大学では、オンライン授業を令和3年度に学部39科目（うち新規開設科目6科目）、大学院33科目（うち新規開設科目5科目）を開講するなど、そのほかの授業形態を含めたインターネットでの配信を行っており、オンラインで学習可能な環境を整備している。

進捗の総括

GIGAスクール構想により、学校のICT環境整備が飛躍的に進み、児童生徒一人当たりの学習者用コンピュータ数が大幅に改善するとともに、普通教室におけるLANの整備状況や超高速インターネットの整備率も改善した。また、教師のICT活用指導力も上昇傾向にある。大学においてもICTを活用した教育の実施割合が大幅に増加した。目標に向けた施策として、GIGAスクール構想のほか、ICT支援員の配置、各教科等の指導におけるICTの活用促進、校務ICT化の促進、大学におけるICTを利活用した教育の推進等の取組を実施した。

課題とその対応

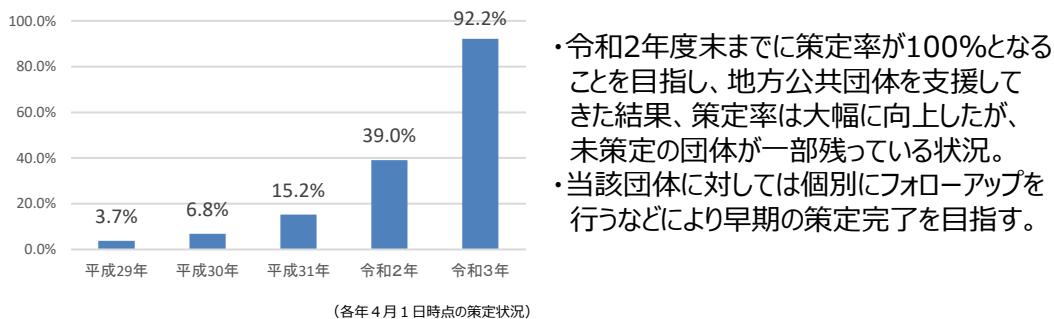
子供たちのICTの活用状況について、学校の授業におけるデジタル機器の利用時間が短く、また新型コロナウイルス感染症禍における公立学校での「同時双方向型のオンライン授業」の実施率が低調であったという課題があった。GIGAスクール構想によって整備が進んだICTを活用した指導力の向上を図ることが重要であり、現職教師のICT活用指導力の更なる向上に向けた取組を推進する。

目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

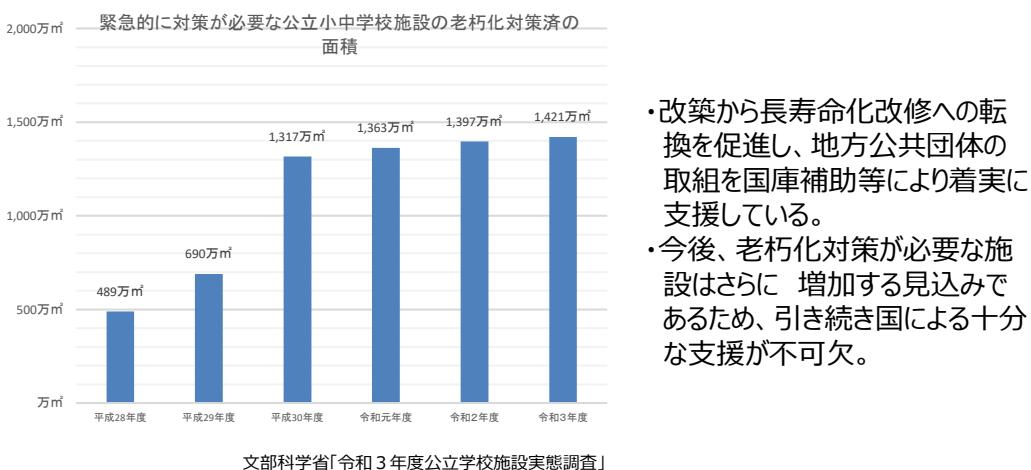
各指標の状況について

測定指標：公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする



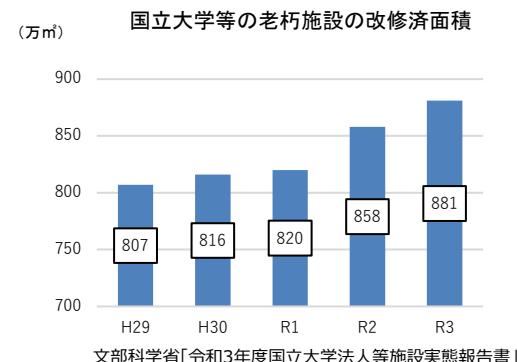
文部科学省「令和3年度個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査」

測定指標：緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減



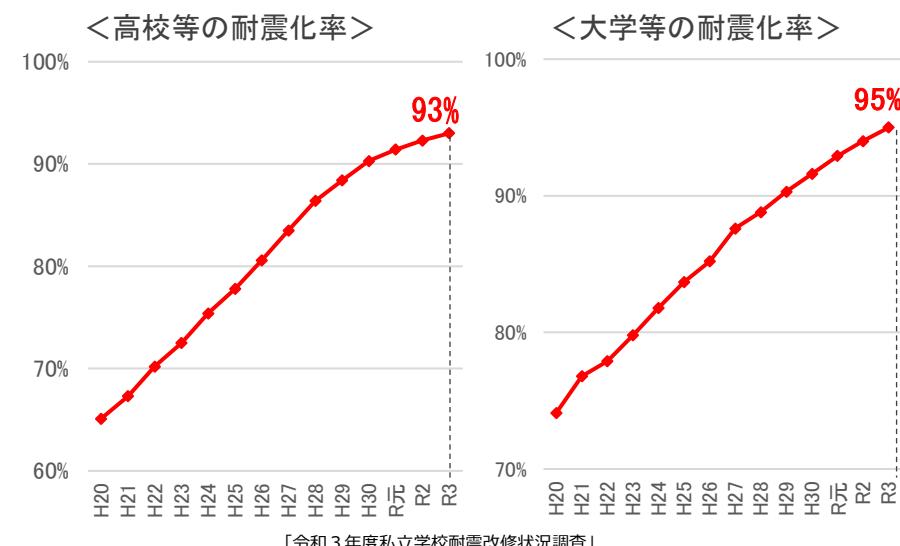
- 改築から長寿命化改修への転換を促進し、地方公共団体の取組を国庫補助等により着実に支援している。
- 今後、老朽化対策が必要な施設はさらに増加する見込みであるため、引き続き国による十分な支援が不可欠。

測定指標：教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減



- 国立大学法人等施設整備5か年計画に基づく老朽化対策支援により、老朽施設の改修済面積は年々増加している。
- 今後、老朽化対策が必要な施設はさらに増加する見込みであるため、引き続き国による計画的・重点的な支援が不可欠。

測定指標：私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）



- 私立学校の耐震化等は着実に進んでいるものの、未だ課題が残る状況。
- 引き続き国による支援を行うとともに、耐震化等が進んでいない学校法人に対して更なる取組を促すなど、早期の耐震化等の完了を目指す。

目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

各施策の進捗について

●安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進

・公立学校については、長寿命化計画の内容充実を促すとともに、新しい時代の学びの実現に向け、長寿命化改修等を通じた老朽化対策と教育環境の向上の一体的な整備を支援した。国立大学等については、計画的な老朽化対策や大学の機能強化を支える基盤整備等を着実に実施しており、今後も計画的・重点的な施設整備を行う。また、私立学校については、耐震化等の実施を支援するとともに、学校法人における取組を促進した。

●学校における教材等の教育環境の充実

・令和2年度から10か年の「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」を策定し、これに対する単年度約800億円、10か年計約8,000億円の地方財政措置を講じている。このことについて自治体に対して通知等による周知を図り、学校教材の安定的、計画的な整備が実施されるよう促す。
・学校図書館の整備充実を図ったが、すべての学校での学校図書館図書標準の達成や新聞の配備には至らなかつたため、引き続き学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充を図るべく第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（対象期間：令和4年度～令和8年度）を策定した。

●私立学校の教育研究基盤の強化

・私立学校の運営に不可欠な経常的経費を確保するとともに、各学校の特色を活かした改革に全学的に取り組む大学等を重点的に支援した。また、学校法人の寄附の実績を調査し、実態把握及び現状分析を行うとともに、講演会等において制度説明や好事例等の積極的な周知等を行うことにより寄附の促進に努めた。学校法人が行う収益事業について、通知の発出等により相談体制を整えた。
・経営上の課題を抱える学校法人に対しては、通知により経営指導強化指標を設定し、きめ細かい集中的な指導を行う体制を整え、経営指導・助言を開始した。また、令和元年私学法改正において財務情報等情報の公開拡充を義務付けた。

【再掲の施策群】

●施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営

進捗の総括

公立学校や国立大学等における計画的な老朽化対策は着実に実施されてきており、一部に未策定の地方公共団体があるものの長寿命化計画の策定も概ね順調に進捗した。また、私立学校についても耐震化等が着実に進んでいるものの、未だ課題があり、引き続き支援を行うとともに学校法人の取組を促進する。学校における教材等の整備については、地方財政措置が安定的・計画的に実施されるよう自治体に周知を行った。私立学校の教育研究基盤の強化については、経常的経費の確保や特色を生かした改革に取り組む大学等への重点的支援、経営指導強化指標を設定した上での経営指導・助言の開始等を行った。

課題とその対応

学校施設は今後老朽化対策が必要な施設がさらに増加する見込みであり、引き続き国による支援が不可欠である。学校図書館については、すべての学校での学校図書館図書標準の達成や新聞の配備に至らなかつたため、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、公立小中学校等の学校図書館の整備充実を図る。